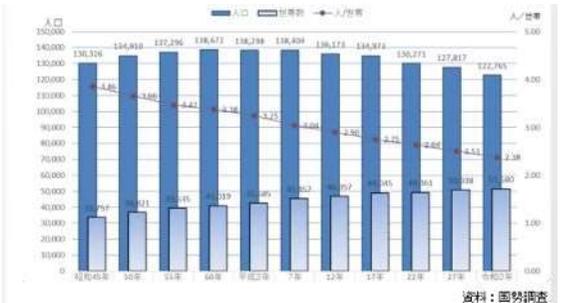
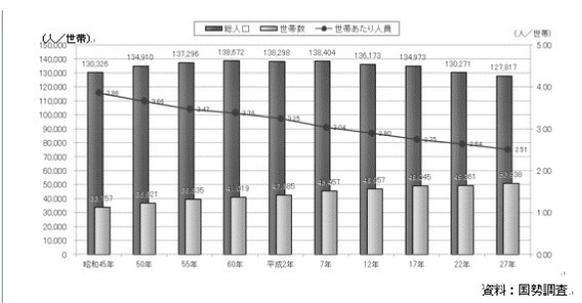
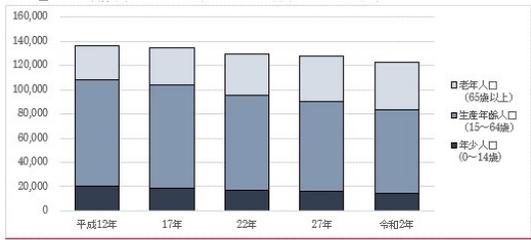
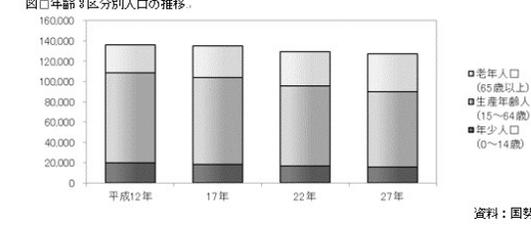
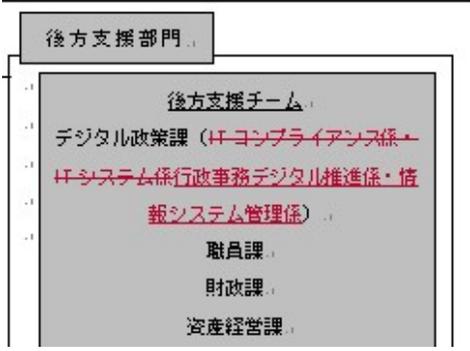
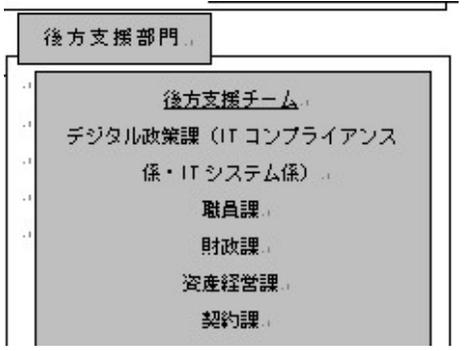
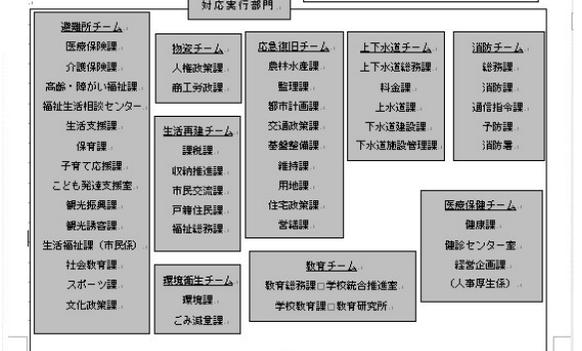
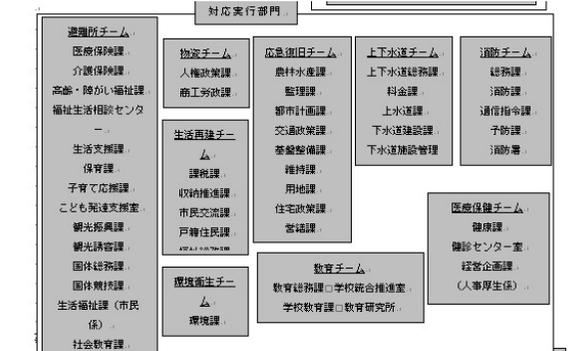


P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
伊勢市地域防災計画本編				
第1編 総則				
第1章 計画の考え方				
2	第2節 基本方針 第1項 東日本大震災等の教訓を踏まえた対策	<div style="background-color: #cccccc; text-align: center; padding: 2px;">第2節 基本方針</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">1 □東日本大震災等の教訓を踏まえた対策</div> <p>東日本大震災は、約18,000人の死者・行方不明者が発生した大規模災害であり、地震発生後の情報伝達や津波避難の行動、行政職員をはじめとする災害対応、被災者の長期間の避難生活、膨大な災害廃棄物の処理、被災地の迅速かつ円滑な復興等に大きな課題が発生し、これまでの防災対策のあり方を大きく見直す必要性を学びました。</p> <p>本計画では、主に東日本大震災で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部組織体制の強化。 ・通信体制の強化。 ・避難生活施設での職員や物資の不足への対応。 ・避難生活施設における、女性や災害時要配慮者への配慮。 	<div style="background-color: #cccccc; text-align: center; padding: 2px;">第2節 基本方針</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">1 □東日本大震災等の教訓を踏まえた対策</div> <p>東日本大震災は、約18,000人の死者・行方不明者が発生した大規模災害であり、地震発生後の情報伝達や津波避難の行動、行政職員をはじめとする災害対応、被災者の長期間の避難生活、膨大な災害廃棄物の処理、被災地の迅速かつ円滑な復興等に大きな課題が発生し、これまでの防災対策のあり方を大きく見直す必要性を学びました。</p> <p>本計画では、主に東日本大震災で明らかになった次の教訓を取り入れて作成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部組織体制の強化。 ・通信体制の強化。 ・避難生活施設での職員や物資の不足への対応。 ・避難生活施設における、女性や災害時要配慮者への配慮。 	用語の名称修正
第2章 被害想定				
7	第1節 市の概況 第1項 自然条件	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">1 □自然条件</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">①□位置・面積</div> <p>伊勢市は、三重県の南部に位置し、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、鳥羽市堅神町、鳥羽市河内町、志摩市磯部町に隣接しています。東に五十鈴川、西に宮川そして中央に勢田川が流れ、北は伊勢湾に面し東から南にかけて、朝熊ヶ岳、鳥島山、神路山、前山、菟籠が連なり、面積は208.4597㎢に及んでいます。</p>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">1 □自然条件</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">①□位置・面積</div> <p>伊勢市は、三重県の南部に位置し、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、鳥羽市堅神町、鳥羽市河内町、志摩市磯部町に隣接しています。東に五十鈴川、西に宮川そして中央に勢田川が流れ、北は伊勢湾に面し東から南にかけて、朝熊ヶ岳、鳥島山、神路山、前山、菟籠が連なり、面積は208.95㎢に及んでいます。</p>	伊勢市の面積修正
9	第1節 市の概況 第2項 社会条件	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">2 □社会条件</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">①□人口・世帯数</div> <p>国勢調査によると、平成27年令和2年10月1日時点の人口は127,817人、世帯数は50,999世帯、一世帯あたり人員は2.5428人です。人口・一世帯あたりの人員は、いずれも近年減少に転じています。</p> <p>年齢別区分人口をみると、平成27年令和2年10月1日時点の年少人口は15,800人(12.5%)、生産年齢人口は78,887人(60.8%)、老年人口は33,374人(26.1%)、老年人口は37,432人(29.4%)となっており、少子高齢化が進展しています。</p>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">2 □社会条件</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">①□人口・世帯数</div> <p>国勢調査によると、平成27年10月1日時点の人口は127,817人、世帯数は50,998世帯、一世帯あたり人員は2.51人です。人口・一世帯あたりの人員は、いずれも近年減少に転じています。</p> <p>年齢別区分人口をみると、平成27年10月1日時点の年少人口は15,800人(12.5%)、生産年齢人口は78,887人(60.8%)、老年人口は33,432人(29.4%)となっており、少子高齢化が進展しています。</p>	令和2年度国勢調査の結果
9	第1節 市の概況 第2項 社会条件	 <p style="text-align: center;">資料：国勢調査</p>	 <p style="text-align: center;">資料：国勢調査</p>	令和2年度国勢調査の結果

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠												
9	第1節 市の概況 第2項 社会条件	 <p>資料：国勢調査</p>	 <p>資料：国勢調査</p>	令和2年度国勢調査の結果												
20	第3節 実施責任者 第1項 市民の皆さんの役割	<p>1 □市民の皆さんの役割</p> <p>地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、日頃から災害に備えるとともに、災害発生時には自主的な防災活動に参加することが求められます。</p> <table border="1" data-bbox="369 534 884 853"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民の皆さんに求められる役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認。 (2) 最低3日分(7日分以上を目標としてください)の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備。 (3) 冬の災害に備えた生活物資の備蓄(カイロ、燃料等)。 (4) 特に山間部においては集落の孤立に備えた生活物資、通信手段の確保。 (5) 隣近所との相互協力関係の強化。 (6) 災害危険区域の存在、河川やがけ等の存在、周辺地が「カラエリア」の可能性等、地域事情に応じた災害の危険性の把握。 (7) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。 (8) 災害時要配慮者への考慮。 (9) 自主防災組織の結成□□□□……………等。 </td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における被災状況の把握。 (2) 近隣の負傷者・災害時要配慮者の救助、避難支援。 (3) 初期消火、応急救護、津波避難活動等の応急対策。 (4) 避難所での自主的活動。 (5) 防災関係機関の活動への協力。 (6) 自主防災組織の活動。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	市民の皆さんに求められる役割	平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認。 (2) 最低3日分(7日分以上を目標としてください)の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備。 (3) 冬の災害に備えた生活物資の備蓄(カイロ、燃料等)。 (4) 特に山間部においては集落の孤立に備えた生活物資、通信手段の確保。 (5) 隣近所との相互協力関係の強化。 (6) 災害危険区域の存在、河川やがけ等の存在、周辺地が「カラエリア」の可能性等、地域事情に応じた災害の危険性の把握。 (7) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。 (8) 災害時要配慮者への考慮。 (9) 自主防災組織の結成□□□□……………等。 	災害時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における被災状況の把握。 (2) 近隣の負傷者・災害時要配慮者の救助、避難支援。 (3) 初期消火、応急救護、津波避難活動等の応急対策。 (4) 避難所での自主的活動。 (5) 防災関係機関の活動への協力。 (6) 自主防災組織の活動。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 	<p>1 □市民の皆さんの役割</p> <p>地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、日頃から災害に備えるとともに、災害発生時には自主的な防災活動に参加することが求められます。</p> <table border="1" data-bbox="1209 534 1724 853"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民の皆さんに求められる役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認。 (2) 最低3日分(7日分以上を目標としてください)の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備。 (3) 冬の災害に備えた生活物資の備蓄(カイロ、燃料等)。 (4) 特に山間部においては集落の孤立に備えた生活物資、通信手段の確保。 (5) 隣近所との相互協力関係の強化。 (6) 災害危険区域の存在、河川やがけ等の存在、周辺地域からの孤立の可能性等、地域事情に応じた災害の危険性の把握。 (7) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。 (8) 災害時要配慮者への考慮。 (9) 自主防災組織の結成□□□□……………等。 </td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における被災状況の把握。 (2) 近隣の負傷者・災害時要配慮者の救助、避難支援。 (3) 初期消火、応急救護、津波避難活動等の応急対策。 (4) 避難所での自主的活動。 (5) 防災関係機関の活動への協力。 (6) 自主防災組織の活動。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	市民の皆さんに求められる役割	平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認。 (2) 最低3日分(7日分以上を目標としてください)の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備。 (3) 冬の災害に備えた生活物資の備蓄(カイロ、燃料等)。 (4) 特に山間部においては集落の孤立に備えた生活物資、通信手段の確保。 (5) 隣近所との相互協力関係の強化。 (6) 災害危険区域の存在、河川やがけ等の存在、周辺地域からの孤立の可能性等、地域事情に応じた災害の危険性の把握。 (7) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。 (8) 災害時要配慮者への考慮。 (9) 自主防災組織の結成□□□□……………等。 	災害時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における被災状況の把握。 (2) 近隣の負傷者・災害時要配慮者の救助、避難支援。 (3) 初期消火、応急救護、津波避難活動等の応急対策。 (4) 避難所での自主的活動。 (5) 防災関係機関の活動への協力。 (6) 自主防災組織の活動。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 	用語の名称修正
区分	市民の皆さんに求められる役割															
平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認。 (2) 最低3日分(7日分以上を目標としてください)の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備。 (3) 冬の災害に備えた生活物資の備蓄(カイロ、燃料等)。 (4) 特に山間部においては集落の孤立に備えた生活物資、通信手段の確保。 (5) 隣近所との相互協力関係の強化。 (6) 災害危険区域の存在、河川やがけ等の存在、周辺地が「カラエリア」の可能性等、地域事情に応じた災害の危険性の把握。 (7) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。 (8) 災害時要配慮者への考慮。 (9) 自主防災組織の結成□□□□……………等。 															
災害時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における被災状況の把握。 (2) 近隣の負傷者・災害時要配慮者の救助、避難支援。 (3) 初期消火、応急救護、津波避難活動等の応急対策。 (4) 避難所での自主的活動。 (5) 防災関係機関の活動への協力。 (6) 自主防災組織の活動。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 															
区分	市民の皆さんに求められる役割															
平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認。 (2) 最低3日分(7日分以上を目標としてください)の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備。 (3) 冬の災害に備えた生活物資の備蓄(カイロ、燃料等)。 (4) 特に山間部においては集落の孤立に備えた生活物資、通信手段の確保。 (5) 隣近所との相互協力関係の強化。 (6) 災害危険区域の存在、河川やがけ等の存在、周辺地域からの孤立の可能性等、地域事情に応じた災害の危険性の把握。 (7) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。 (8) 災害時要配慮者への考慮。 (9) 自主防災組織の結成□□□□……………等。 															
災害時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における被災状況の把握。 (2) 近隣の負傷者・災害時要配慮者の救助、避難支援。 (3) 初期消火、応急救護、津波避難活動等の応急対策。 (4) 避難所での自主的活動。 (5) 防災関係機関の活動への協力。 (6) 自主防災組織の活動。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 															
21	第3節 実施責任者 第2項 地域の役割	<p>2 □地域の役割</p> <p>災害の規模が大きくなるほど、被害者数の増加や情報の混乱等により消防・警察等による救助・救援活動は支障をきたすことが予想されます。特に消防等の防災関係機関が到着するまでの災害発生初期には、人命救助や初期消火等の住民相互の助け合い、自助・共助による活動を行っていくことが求められます。</p> <table border="1" data-bbox="369 1013 884 1236"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域に求められる役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対処するための防災組織(自主防災組織)の結成。 (2) 自主防災組織への未加入者に対する加入促進。 (3) 市や防災関係機関の実施する防災訓練への積極的な参加。 (4) 防災知識の普及・啓発。 (5) 避難材等の整備。 (6) 防災危険箇所、災害時要配慮者の把握□□□……………□□等。 </td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣における出火防止、初期消火、救助等。 (2) 津波からの迅速な避難誘導。 (3) 安否や被害についての情報収集「カラエリア」 (4) 負傷者の手当て・搬送。 (5) 災害時要配慮者の避難支援。 (6) 避難所運営。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域に求められる役割	平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対処するための防災組織(自主防災組織)の結成。 (2) 自主防災組織への未加入者に対する加入促進。 (3) 市や防災関係機関の実施する防災訓練への積極的な参加。 (4) 防災知識の普及・啓発。 (5) 避難材等の整備。 (6) 防災危険箇所、災害時要配慮者の把握□□□……………□□等。 	災害時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣における出火防止、初期消火、救助等。 (2) 津波からの迅速な避難誘導。 (3) 安否や被害についての情報収集「カラエリア」 (4) 負傷者の手当て・搬送。 (5) 災害時要配慮者の避難支援。 (6) 避難所運営。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 	<p>2 □地域の役割</p> <p>災害の規模が大きくなるほど、被害者数の増加や情報の混乱等により消防・警察等による救助・救援活動は支障をきたすことが予想されます。特に消防等の防災関係機関が到着するまでの災害発生初期には、人命救助や初期消火等の住民相互の助け合い、自助・共助による活動を行っていくことが求められます。</p> <table border="1" data-bbox="1209 1013 1724 1236"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域に求められる役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対処するための防災組織(自主防災組織)の結成。 (2) 自主防災組織への未加入者に対する加入促進。 (3) 市や防災関係機関の実施する防災訓練への積極的な参加。 (4) 防災知識の普及・啓発。 (5) 避難材等の整備。 (6) 防災危険箇所、災害時要配慮者の把握□□□……………□□等。 </td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣における出火防止、初期消火、救助等。 (2) 津波からの迅速な避難誘導。 (3) 安否や被害についての情報収集。 (4) 負傷者の手当て・搬送。 (5) 災害時要配慮者の避難支援。 (6) 避難所運営。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域に求められる役割	平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対処するための防災組織(自主防災組織)の結成。 (2) 自主防災組織への未加入者に対する加入促進。 (3) 市や防災関係機関の実施する防災訓練への積極的な参加。 (4) 防災知識の普及・啓発。 (5) 避難材等の整備。 (6) 防災危険箇所、災害時要配慮者の把握□□□……………□□等。 	災害時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣における出火防止、初期消火、救助等。 (2) 津波からの迅速な避難誘導。 (3) 安否や被害についての情報収集。 (4) 負傷者の手当て・搬送。 (5) 災害時要配慮者の避難支援。 (6) 避難所運営。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 	用語の名称修正
区分	地域に求められる役割															
平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対処するための防災組織(自主防災組織)の結成。 (2) 自主防災組織への未加入者に対する加入促進。 (3) 市や防災関係機関の実施する防災訓練への積極的な参加。 (4) 防災知識の普及・啓発。 (5) 避難材等の整備。 (6) 防災危険箇所、災害時要配慮者の把握□□□……………□□等。 															
災害時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣における出火防止、初期消火、救助等。 (2) 津波からの迅速な避難誘導。 (3) 安否や被害についての情報収集「カラエリア」 (4) 負傷者の手当て・搬送。 (5) 災害時要配慮者の避難支援。 (6) 避難所運営。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 															
区分	地域に求められる役割															
平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対処するための防災組織(自主防災組織)の結成。 (2) 自主防災組織への未加入者に対する加入促進。 (3) 市や防災関係機関の実施する防災訓練への積極的な参加。 (4) 防災知識の普及・啓発。 (5) 避難材等の整備。 (6) 防災危険箇所、災害時要配慮者の把握□□□……………□□等。 															
災害時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣における出火防止、初期消火、救助等。 (2) 津波からの迅速な避難誘導。 (3) 安否や被害についての情報収集。 (4) 負傷者の手当て・搬送。 (5) 災害時要配慮者の避難支援。 (6) 避難所運営。 (7) 市外からの観光客等に対する避難誘導、情報提供□□□□等。 															

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																																																
23	第4節 防災 上の事務又は業務の大綱 第1項 市の 処理すべき 防災上の事 務又は業務 の大綱	<p>災害対策本部組織図</p> 	<p>災害対策本部組織図</p> 	機構改革 による修 正																																																																
23	同上	<p>災害対策本部組織図</p> 	<p>災害対策本部組織図</p> 	機構改革 による修 正																																																																
25	同上	<p>事務分掌 企画チーム</p> <table border="1" data-bbox="638 1077 929 1252"> <tr><td>災害防止措置の指示。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>13.</td></tr> <tr><td>警戒区域の設定。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>13.</td></tr> <tr><td>危険物製造所等の使用の一次停止命令等。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>13.</td></tr> <tr><td>初動体制の確立。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>14.</td></tr> <tr><td>流出油の除去・回収等活動。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>15.</td></tr> <tr><td>放射線物質における環境汚染への対処。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>16.</td></tr> <tr><td>県外からの避難受入れ。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>16.</td></tr> <tr><td>消防活動の実施。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>17.</td></tr> </table> <p>事故対応に関すること。</p>	災害防止措置の指示。	3.	4.	13.	警戒区域の設定。	3.	4.	13.	危険物製造所等の使用の一次停止命令等。	3.	4.	13.	初動体制の確立。	3.	4.	14.	流出油の除去・回収等活動。	3.	4.	15.	放射線物質における環境汚染への対処。	3.	4.	16.	県外からの避難受入れ。	3.	4.	16.	消防活動の実施。	3.	4.	17.	<p>事務分掌 企画チーム</p> <table border="1" data-bbox="1310 1077 1736 1252"> <tr><td>災害防止措置の指示。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>13.</td></tr> <tr><td>警戒区域の設定。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>13.</td></tr> <tr><td>危険物製造所等の使用の一次停止命令等。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>13.</td></tr> <tr><td>初動体制の確立。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>14.</td></tr> <tr><td>流出油の除去・回収等活動。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>15.</td></tr> <tr><td>放射線物質における環境汚染への対処。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>16.</td></tr> <tr><td>県外からの避難受入れ。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>16.</td></tr> <tr><td>消防活動の実施。</td><td>3.</td><td>4.</td><td>17.</td></tr> </table> <p>事故対応に関すること。</p>	災害防止措置の指示。	3.	4.	13.	警戒区域の設定。	3.	4.	13.	危険物製造所等の使用の一次停止命令等。	3.	4.	13.	初動体制の確立。	3.	4.	14.	流出油の除去・回収等活動。	3.	4.	15.	放射線物質における環境汚染への対処。	3.	4.	16.	県外からの避難受入れ。	3.	4.	16.	消防活動の実施。	3.	4.	17.	記載内容 の修正
災害防止措置の指示。	3.	4.	13.																																																																	
警戒区域の設定。	3.	4.	13.																																																																	
危険物製造所等の使用の一次停止命令等。	3.	4.	13.																																																																	
初動体制の確立。	3.	4.	14.																																																																	
流出油の除去・回収等活動。	3.	4.	15.																																																																	
放射線物質における環境汚染への対処。	3.	4.	16.																																																																	
県外からの避難受入れ。	3.	4.	16.																																																																	
消防活動の実施。	3.	4.	17.																																																																	
災害防止措置の指示。	3.	4.	13.																																																																	
警戒区域の設定。	3.	4.	13.																																																																	
危険物製造所等の使用の一次停止命令等。	3.	4.	13.																																																																	
初動体制の確立。	3.	4.	14.																																																																	
流出油の除去・回収等活動。	3.	4.	15.																																																																	
放射線物質における環境汚染への対処。	3.	4.	16.																																																																	
県外からの避難受入れ。	3.	4.	16.																																																																	
消防活動の実施。	3.	4.	17.																																																																	

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																																																																																																																																																																																																																																						
27	同上	<p>事務分掌 後方支援チーム</p> <table border="1"> <tr> <td>デジタル政策課 (ITコンプライアンス係・ITシステム係・ITシステム管理員)</td> <td>対応、救助及び応急復旧に要する労働力の供給と動員の取組みに関すること。</td> <td>労働者の確保。</td> <td>3.</td> <td>6.</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>チームにまたがる物資の調達に関すること。</td> <td>燃料の確保。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>デジタル推進係・ITシステム管理員</td> <td>庁舎接警等への対応。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>21.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>情報収集・伝達体制の整備。</td> <td>3.</td> <td>1.</td> <td>2.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>職員の健康管理・安全管理。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>災害対応従事者のことへのケア。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>職員の適正配置。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>21.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>被災地へ派遣する職員のケア。</td> <td>3.</td> <td>6.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>職員用物資の調達に関すること。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>災害対策本部内の連絡調整に関すること。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>支援申出窓口に関すること。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>支援状況の取りまとめ。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>各チームの人員の編成状況の掌握、増員及び派遣に関すること。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>10.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>緊急輸送活動の実施。</td> <td>3.</td> <td>6.</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>労働者の確保。</td> <td>3.</td> <td>6.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>人的支援を行う。</td> <td>3.</td> <td>9.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>人的資源の確保。</td> <td>3.</td> <td>9.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>災害復旧に関すること。</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>復旧に向けた職員の応援要請に関すること。</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>応援要請・受入れ、連絡調整・管理。</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>1.</td> </tr> </table>	デジタル政策課 (ITコンプライアンス係・ITシステム係・ITシステム管理員)	対応、救助及び応急復旧に要する労働力の供給と動員の取組みに関すること。	労働者の確保。	3.	6.	3.	後方支援チーム	市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関すること。	〇。	〇	〇	〇	後方支援チーム	チームにまたがる物資の調達に関すること。	燃料の確保。	3.	3.	3.	後方支援チーム	デジタル推進係・ITシステム管理員	庁舎接警等への対応。	3.	4.	21.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	情報収集・伝達体制の整備。	3.	1.	2.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員の健康管理・安全管理。	3.	3.	6.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害対応従事者のことへのケア。	3.	3.	6.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員の適正配置。	3.	4.	21.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	被災地へ派遣する職員のケア。	3.	6.	4.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員用物資の調達に関すること。	3.	3.	6.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害対策本部内の連絡調整に関すること。	3.	3.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	支援申出窓口に関すること。	3.	3.	4.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	支援状況の取りまとめ。	3.	3.	4.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	各チームの人員の編成状況の掌握、増員及び派遣に関すること。	3.	4.	10.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	緊急輸送活動の実施。	3.	6.	3.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	労働者の確保。	3.	6.	4.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	人的支援を行う。	3.	9.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	人的資源の確保。	3.	9.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害復旧に関すること。	3.	7.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	復旧に向けた職員の応援要請に関すること。	3.	7.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	応援要請・受入れ、連絡調整・管理。	3.	7.	1.	<p>事務分掌 後方支援チーム</p> <table border="1"> <tr> <td>デジタル政策課 (ITコンプライアンス係・ITシステム係)</td> <td>りまとめに関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関すること。</td> <td>燃料の確保。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>チームにまたがる物資の調達に関すること。</td> <td>庁舎接警等への対応。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>21.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>勤務環境の確保に関すること。</td> <td>3.</td> <td>1.</td> <td>2.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>職員の健康管理・安全管理。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>災害対応従事者のことへのケア。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>職員の適正配置。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>21.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>被災地へ派遣する職員のケア。</td> <td>3.</td> <td>6.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>職員用物資の調達に関すること。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>災害対策本部内の連絡調整に関すること。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>支援申出窓口に関すること。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>支援状況の取りまとめ。</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>各チームの人員の編成状況の掌握、増員及び派遣に関すること。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>10.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>緊急輸送活動の実施。</td> <td>3.</td> <td>6.</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>労働者の確保。</td> <td>3.</td> <td>6.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>人的支援を行う。</td> <td>3.</td> <td>9.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>人的資源の確保。</td> <td>3.</td> <td>9.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>災害復旧に関すること。</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>復旧に向けた職員の応援要請に関すること。</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>職員課、財政課、災害経営課、総務課。</td> <td>応援要請・受入れ、連絡調整・管理。</td> <td>3.</td> <td>7.</td> <td>1.</td> </tr> </table>	デジタル政策課 (ITコンプライアンス係・ITシステム係)	りまとめに関すること。	〇。	〇	〇	〇	後方支援チーム	市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関すること。	燃料の確保。	3.	3.	3.	後方支援チーム	チームにまたがる物資の調達に関すること。	庁舎接警等への対応。	3.	4.	21.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	勤務環境の確保に関すること。	3.	1.	2.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員の健康管理・安全管理。	3.	3.	6.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害対応従事者のことへのケア。	3.	3.	6.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員の適正配置。	3.	4.	21.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	被災地へ派遣する職員のケア。	3.	6.	4.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員用物資の調達に関すること。	3.	3.	6.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害対策本部内の連絡調整に関すること。	3.	3.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	支援申出窓口に関すること。	3.	3.	4.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	支援状況の取りまとめ。	3.	3.	4.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	各チームの人員の編成状況の掌握、増員及び派遣に関すること。	3.	4.	10.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	緊急輸送活動の実施。	3.	6.	3.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	労働者の確保。	3.	6.	4.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	人的支援を行う。	3.	9.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	人的資源の確保。	3.	9.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害復旧に関すること。	3.	7.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	復旧に向けた職員の応援要請に関すること。	3.	7.	1.	後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	応援要請・受入れ、連絡調整・管理。	3.	7.	1.	機構改革による修正
デジタル政策課 (ITコンプライアンス係・ITシステム係・ITシステム管理員)	対応、救助及び応急復旧に要する労働力の供給と動員の取組みに関すること。	労働者の確保。	3.	6.	3.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	チームにまたがる物資の調達に関すること。	燃料の確保。	3.	3.	3.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	デジタル推進係・ITシステム管理員	庁舎接警等への対応。	3.	4.	21.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	情報収集・伝達体制の整備。	3.	1.	2.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員の健康管理・安全管理。	3.	3.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害対応従事者のことへのケア。	3.	3.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員の適正配置。	3.	4.	21.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	被災地へ派遣する職員のケア。	3.	6.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員用物資の調達に関すること。	3.	3.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害対策本部内の連絡調整に関すること。	3.	3.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	支援申出窓口に関すること。	3.	3.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	支援状況の取りまとめ。	3.	3.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	各チームの人員の編成状況の掌握、増員及び派遣に関すること。	3.	4.	10.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	緊急輸送活動の実施。	3.	6.	3.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	労働者の確保。	3.	6.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	人的支援を行う。	3.	9.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	人的資源の確保。	3.	9.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害復旧に関すること。	3.	7.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	復旧に向けた職員の応援要請に関すること。	3.	7.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	応援要請・受入れ、連絡調整・管理。	3.	7.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
デジタル政策課 (ITコンプライアンス係・ITシステム係)	りまとめに関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	市内卸業者及び小売業者との物資確保の交渉に関すること。	燃料の確保。	3.	3.	3.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	チームにまたがる物資の調達に関すること。	庁舎接警等への対応。	3.	4.	21.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	勤務環境の確保に関すること。	3.	1.	2.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員の健康管理・安全管理。	3.	3.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害対応従事者のことへのケア。	3.	3.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員の適正配置。	3.	4.	21.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	被災地へ派遣する職員のケア。	3.	6.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	職員用物資の調達に関すること。	3.	3.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害対策本部内の連絡調整に関すること。	3.	3.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	支援申出窓口に関すること。	3.	3.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	支援状況の取りまとめ。	3.	3.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	各チームの人員の編成状況の掌握、増員及び派遣に関すること。	3.	4.	10.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	緊急輸送活動の実施。	3.	6.	3.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	労働者の確保。	3.	6.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	人的支援を行う。	3.	9.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	人的資源の確保。	3.	9.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	災害復旧に関すること。	3.	7.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	復旧に向けた職員の応援要請に関すること。	3.	7.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	職員課、財政課、災害経営課、総務課。	応援要請・受入れ、連絡調整・管理。	3.	7.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
28	同上	<p>事務分掌 避難所チーム</p> <table border="1"> <tr> <td>医療保健課 介護保健課 高齢・障がい福祉課 福祉生活相談センター 生活支援課 こども課 後方支援チーム</td> <td>避難所との連絡調整に関すること。</td> <td>避難所運営。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>食料、衣料品、寝具、その他生活必需品の供給計画に関すること。</td> <td>トイシ対策の実施。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>災害救援品の配付に関すること。</td> <td>救援品の募集、受付・配分。</td> <td>3.</td> <td>8.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>避難所チームの後方支援に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>避難所運営。</td> <td>避難所運営。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>広域避難を行う。</td> <td>広域避難を行う。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>車中泊等対策。</td> <td>車中泊等対策。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>災害時要配慮者対策。</td> <td>指定福祉避難所。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>2.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>外国人対策。</td> <td>外国人対策。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>2.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>食糧等の供給。</td> <td>炊き出しの実施。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>避難所及び収容施設の開設運営、閉鎖に関すること。</td> <td>迅速な利用の確保。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>災害時要配慮者に対する配慮。</td> <td>災害時要配慮者に対する配慮。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>避難所運営者への情報伝達活動。</td> <td>避難所運営者への情報伝達活動。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>7.</td> </tr> </table>	医療保健課 介護保健課 高齢・障がい福祉課 福祉生活相談センター 生活支援課 こども課 後方支援チーム	避難所との連絡調整に関すること。	避難所運営。	3.	5.	1.	後方支援チーム	食料、衣料品、寝具、その他生活必需品の供給計画に関すること。	トイシ対策の実施。	3.	5.	6.	後方支援チーム	災害救援品の配付に関すること。	救援品の募集、受付・配分。	3.	8.	6.	後方支援チーム	避難所チームの後方支援に関すること。	〇。	〇	〇	〇	後方支援チーム	避難所運営。	避難所運営。	3.	5.	1.	後方支援チーム	広域避難を行う。	広域避難を行う。	3.	5.	1.	後方支援チーム	車中泊等対策。	車中泊等対策。	3.	5.	1.	後方支援チーム	災害時要配慮者対策。	指定福祉避難所。	3.	5.	2.	後方支援チーム	外国人対策。	外国人対策。	3.	5.	2.	後方支援チーム	食糧等の供給。	炊き出しの実施。	3.	5.	3.	後方支援チーム	避難所及び収容施設の開設運営、閉鎖に関すること。	迅速な利用の確保。	3.	5.	6.	後方支援チーム	災害時要配慮者に対する配慮。	災害時要配慮者に対する配慮。	3.	5.	6.	後方支援チーム	避難所運営者への情報伝達活動。	避難所運営者への情報伝達活動。	3.	5.	7.	<p>事務分掌 避難所チーム</p> <table border="1"> <tr> <td>医療保健課 介護保健課 高齢・障がい福祉課 福祉生活相談センター 生活支援課 こども課 後方支援チーム</td> <td>避難所との連絡調整に関すること。</td> <td>避難所運営。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>食料、衣料品、寝具、その他生活必需品の供給計画に関すること。</td> <td>トイシ対策の実施。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>災害救援品の配付に関すること。</td> <td>救援品の募集、受付・配分。</td> <td>3.</td> <td>8.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>避難所チームの後方支援に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>避難所運営。</td> <td>避難所運営。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>広域避難を行う。</td> <td>広域避難を行う。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>車中泊等対策。</td> <td>車中泊等対策。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>災害時要配慮者対策。</td> <td>福祉避難所。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>2.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>外国人対策。</td> <td>外国人対策。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>2.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>食糧等の供給。</td> <td>炊き出しの実施。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>避難所及び収容施設の開設運営、閉鎖に関すること。</td> <td>迅速な利用の確保。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>災害時要配慮者に対する配慮。</td> <td>災害時要配慮者に対する配慮。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>後方支援チーム</td> <td>避難所運営者への情報伝達活動。</td> <td>避難所運営者への情報伝達活動。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>7.</td> </tr> </table>	医療保健課 介護保健課 高齢・障がい福祉課 福祉生活相談センター 生活支援課 こども課 後方支援チーム	避難所との連絡調整に関すること。	避難所運営。	3.	5.	1.	後方支援チーム	食料、衣料品、寝具、その他生活必需品の供給計画に関すること。	トイシ対策の実施。	3.	5.	6.	後方支援チーム	災害救援品の配付に関すること。	救援品の募集、受付・配分。	3.	8.	6.	後方支援チーム	避難所チームの後方支援に関すること。	〇。	〇	〇	〇	後方支援チーム	避難所運営。	避難所運営。	3.	5.	1.	後方支援チーム	広域避難を行う。	広域避難を行う。	3.	5.	1.	後方支援チーム	車中泊等対策。	車中泊等対策。	3.	5.	1.	後方支援チーム	災害時要配慮者対策。	福祉避難所。	3.	5.	2.	後方支援チーム	外国人対策。	外国人対策。	3.	5.	2.	後方支援チーム	食糧等の供給。	炊き出しの実施。	3.	5.	3.	後方支援チーム	避難所及び収容施設の開設運営、閉鎖に関すること。	迅速な利用の確保。	3.	5.	6.	後方支援チーム	災害時要配慮者に対する配慮。	災害時要配慮者に対する配慮。	3.	5.	6.	後方支援チーム	避難所運営者への情報伝達活動。	避難所運営者への情報伝達活動。	3.	5.	7.	機構改革による修正																																																																																										
医療保健課 介護保健課 高齢・障がい福祉課 福祉生活相談センター 生活支援課 こども課 後方支援チーム	避難所との連絡調整に関すること。	避難所運営。	3.	5.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	食料、衣料品、寝具、その他生活必需品の供給計画に関すること。	トイシ対策の実施。	3.	5.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	災害救援品の配付に関すること。	救援品の募集、受付・配分。	3.	8.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	避難所チームの後方支援に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	避難所運営。	避難所運営。	3.	5.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	広域避難を行う。	広域避難を行う。	3.	5.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	車中泊等対策。	車中泊等対策。	3.	5.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	災害時要配慮者対策。	指定福祉避難所。	3.	5.	2.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	外国人対策。	外国人対策。	3.	5.	2.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	食糧等の供給。	炊き出しの実施。	3.	5.	3.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	避難所及び収容施設の開設運営、閉鎖に関すること。	迅速な利用の確保。	3.	5.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	災害時要配慮者に対する配慮。	災害時要配慮者に対する配慮。	3.	5.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	避難所運営者への情報伝達活動。	避難所運営者への情報伝達活動。	3.	5.	7.																																																																																																																																																																																																																																																					
医療保健課 介護保健課 高齢・障がい福祉課 福祉生活相談センター 生活支援課 こども課 後方支援チーム	避難所との連絡調整に関すること。	避難所運営。	3.	5.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	食料、衣料品、寝具、その他生活必需品の供給計画に関すること。	トイシ対策の実施。	3.	5.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	災害救援品の配付に関すること。	救援品の募集、受付・配分。	3.	8.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	避難所チームの後方支援に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	避難所運営。	避難所運営。	3.	5.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	広域避難を行う。	広域避難を行う。	3.	5.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	車中泊等対策。	車中泊等対策。	3.	5.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	災害時要配慮者対策。	福祉避難所。	3.	5.	2.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	外国人対策。	外国人対策。	3.	5.	2.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	食糧等の供給。	炊き出しの実施。	3.	5.	3.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	避難所及び収容施設の開設運営、閉鎖に関すること。	迅速な利用の確保。	3.	5.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	災害時要配慮者に対する配慮。	災害時要配慮者に対する配慮。	3.	5.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
後方支援チーム	避難所運営者への情報伝達活動。	避難所運営者への情報伝達活動。	3.	5.	7.																																																																																																																																																																																																																																																					
34	同上	<p>事務分掌 消防チーム</p> <table border="1"> <tr> <td>総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署</td> <td>集、分析記録に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>消防チーム</td> <td>臨時ヘリポートの運用に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>消防チーム</td> <td>消防チームの後方支援に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>消防チーム</td> <td>変機材の補給及び調達に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>水災及び火災等の災害防除に関すること。</td> <td>消火活動初期対応。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>危険物対策。</td> <td>危険物対策。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>11.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>水防に関すること。</td> <td>水防巡視。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>7.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>水防に関すること。</td> <td>越水、漏水等への対応。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>7.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>救急・救助に関すること。</td> <td>救急・救助活動。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>避難誘導。</td> <td>避難誘導。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>土砂災害等応急対策。</td> <td>土砂災害等応急対策。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>11.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>行方不明者の捜索。</td> <td>行方不明者の捜索。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>11.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>危険防止措置の指示。</td> <td>危険防止措置の指示。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>警戒区域の設定。</td> <td>警戒区域の設定。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>救助及び消火活動。</td> <td>救助及び消火活動。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>変機材等の確保。</td> <td>変機材等の確保。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。</td> <td>危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> </table>	総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	集、分析記録に関すること。	〇。	〇	〇	〇	消防チーム	臨時ヘリポートの運用に関すること。	〇。	〇	〇	〇	消防チーム	消防チームの後方支援に関すること。	〇。	〇	〇	〇	消防チーム	変機材の補給及び調達に関すること。	〇。	〇	〇	〇	現場対応	水災及び火災等の災害防除に関すること。	消火活動初期対応。	3.	4.	6.	現場対応	危険物対策。	危険物対策。	3.	4.	11.	現場対応	水防に関すること。	水防巡視。	3.	4.	7.	現場対応	水防に関すること。	越水、漏水等への対応。	3.	4.	7.	現場対応	救急・救助に関すること。	救急・救助活動。	3.	4.	4.	現場対応	避難誘導。	避難誘導。	3.	4.	1.	現場対応	土砂災害等応急対策。	土砂災害等応急対策。	3.	4.	11.	現場対応	行方不明者の捜索。	行方不明者の捜索。	3.	5.	11.	現場対応	危険防止措置の指示。	危険防止措置の指示。	3.	4.	13.	現場対応	警戒区域の設定。	警戒区域の設定。	3.	4.	13.	現場対応	救助及び消火活動。	救助及び消火活動。	3.	4.	13.	現場対応	変機材等の確保。	変機材等の確保。	3.	4.	13.	現場対応	危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。	危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。	3.	4.	13.	<p>事務分掌 消防チーム</p> <table border="1"> <tr> <td>総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署</td> <td>集、分析記録に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>消防チーム</td> <td>臨時ヘリポートの運用に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>消防チーム</td> <td>消防チームの後方支援に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>消防チーム</td> <td>変機材の補給及び調達に関すること。</td> <td>〇。</td> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>水災及び火災等の災害防除に関すること。</td> <td>消火活動初期対応。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>6.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>危険物対策。</td> <td>危険物対策。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>11.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>水防に関すること。</td> <td>水防巡視。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>7.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>水防に関すること。</td> <td>越水、漏水等への対応。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>7.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>救急・救助に関すること。</td> <td>救急・救助活動。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>避難誘導。</td> <td>避難誘導。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>土砂災害等応急対策。</td> <td>土砂災害等応急対策。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>11.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>行方不明者の捜索。</td> <td>行方不明者の捜索。</td> <td>3.</td> <td>5.</td> <td>11.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>危険防止措置の指示。</td> <td>危険防止措置の指示。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>警戒区域の設定。</td> <td>警戒区域の設定。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>救助及び消火活動。</td> <td>救助及び消火活動。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>変機材等の確保。</td> <td>変機材等の確保。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。</td> <td>危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。</td> <td>3.</td> <td>4.</td> <td>13.</td> </tr> </table>	総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	集、分析記録に関すること。	〇。	〇	〇	〇	消防チーム	臨時ヘリポートの運用に関すること。	〇。	〇	〇	〇	消防チーム	消防チームの後方支援に関すること。	〇。	〇	〇	〇	消防チーム	変機材の補給及び調達に関すること。	〇。	〇	〇	〇	現場	水災及び火災等の災害防除に関すること。	消火活動初期対応。	3.	4.	6.	現場	危険物対策。	危険物対策。	3.	4.	11.	現場	水防に関すること。	水防巡視。	3.	4.	7.	現場	水防に関すること。	越水、漏水等への対応。	3.	4.	7.	現場	救急・救助に関すること。	救急・救助活動。	3.	4.	4.	現場	避難誘導。	避難誘導。	3.	4.	1.	現場	土砂災害等応急対策。	土砂災害等応急対策。	3.	4.	11.	現場	行方不明者の捜索。	行方不明者の捜索。	3.	5.	11.	現場	危険防止措置の指示。	危険防止措置の指示。	3.	4.	13.	現場	警戒区域の設定。	警戒区域の設定。	3.	4.	13.	現場	救助及び消火活動。	救助及び消火活動。	3.	4.	13.	現場	変機材等の確保。	変機材等の確保。	3.	4.	13.	現場	危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。	危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。	3.	4.	13.	記載内容の修正																																										
総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	集、分析記録に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
消防チーム	臨時ヘリポートの運用に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
消防チーム	消防チームの後方支援に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
消防チーム	変機材の補給及び調達に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	水災及び火災等の災害防除に関すること。	消火活動初期対応。	3.	4.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	危険物対策。	危険物対策。	3.	4.	11.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	水防に関すること。	水防巡視。	3.	4.	7.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	水防に関すること。	越水、漏水等への対応。	3.	4.	7.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	救急・救助に関すること。	救急・救助活動。	3.	4.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	避難誘導。	避難誘導。	3.	4.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	土砂災害等応急対策。	土砂災害等応急対策。	3.	4.	11.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	行方不明者の捜索。	行方不明者の捜索。	3.	5.	11.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	危険防止措置の指示。	危険防止措置の指示。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	警戒区域の設定。	警戒区域の設定。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	救助及び消火活動。	救助及び消火活動。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	変機材等の確保。	変機材等の確保。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場対応	危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。	危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	集、分析記録に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
消防チーム	臨時ヘリポートの運用に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
消防チーム	消防チームの後方支援に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
消防チーム	変機材の補給及び調達に関すること。	〇。	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	水災及び火災等の災害防除に関すること。	消火活動初期対応。	3.	4.	6.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	危険物対策。	危険物対策。	3.	4.	11.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	水防に関すること。	水防巡視。	3.	4.	7.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	水防に関すること。	越水、漏水等への対応。	3.	4.	7.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	救急・救助に関すること。	救急・救助活動。	3.	4.	4.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	避難誘導。	避難誘導。	3.	4.	1.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	土砂災害等応急対策。	土砂災害等応急対策。	3.	4.	11.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	行方不明者の捜索。	行方不明者の捜索。	3.	5.	11.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	危険防止措置の指示。	危険防止措置の指示。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	警戒区域の設定。	警戒区域の設定。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	救助及び消火活動。	救助及び消火活動。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	変機材等の確保。	変機材等の確保。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					
現場	危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。	危険物貯蔵場所等の使用の一時停止命令。	3.	4.	13.																																																																																																																																																																																																																																																					

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																																
37	第4節 防災 上の事務又は業務の大綱 第2項 防災 関係機関の 処理すべき 防災上の事 務又は業務 の大綱	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>日本郵便株式会社伊勢郵便局</td></tr> <tr><td></td><td>西日本電信電話株式会社三重支店</td></tr> <tr><td></td><td>株式会社NTTドコモ東海支社</td></tr> <tr><td></td><td>KDDI株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>ソフトバンク株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>中部電力パワーグリッド株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>東邦ガス株式会社</td></tr> <tr><td>指定公共機関</td><td>日本赤十字社三重県支部</td></tr> <tr><td></td><td>日本放送協会</td></tr> <tr><td></td><td>中日本高速道路株式会社</td></tr> </tbody> </table>	分類	機関の名称		日本郵便株式会社伊勢郵便局		西日本電信電話株式会社三重支店		株式会社NTTドコモ東海支社		KDDI株式会社		ソフトバンク株式会社		中部電力パワーグリッド株式会社		東海旅客鉄道株式会社		東邦ガス株式会社	指定公共機関	日本赤十字社三重県支部		日本放送協会		中日本高速道路株式会社	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機関の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>日本郵便株式会社伊勢郵便局</td></tr> <tr><td></td><td>西日本電信電話株式会社三重支店</td></tr> <tr><td></td><td>株式会社NTTドコモ東海支社</td></tr> <tr><td></td><td>KDDI株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>ソフトバンク株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>中部電力株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr><td></td><td>東邦ガス株式会社</td></tr> <tr><td>指定公共機関</td><td>日本赤十字社三重県支部</td></tr> <tr><td></td><td>日本放送協会</td></tr> <tr><td></td><td>中日本高速道路株式会社</td></tr> </tbody> </table>	分類	機関の名称		日本郵便株式会社伊勢郵便局		西日本電信電話株式会社三重支店		株式会社NTTドコモ東海支社		KDDI株式会社		ソフトバンク株式会社		中部電力株式会社		東海旅客鉄道株式会社		東邦ガス株式会社	指定公共機関	日本赤十字社三重県支部		日本放送協会		中日本高速道路株式会社	事業者の 名称変更
分類	機関の名称																																																			
	日本郵便株式会社伊勢郵便局																																																			
	西日本電信電話株式会社三重支店																																																			
	株式会社NTTドコモ東海支社																																																			
	KDDI株式会社																																																			
	ソフトバンク株式会社																																																			
	中部電力パワーグリッド株式会社																																																			
	東海旅客鉄道株式会社																																																			
	東邦ガス株式会社																																																			
指定公共機関	日本赤十字社三重県支部																																																			
	日本放送協会																																																			
	中日本高速道路株式会社																																																			
分類	機関の名称																																																			
	日本郵便株式会社伊勢郵便局																																																			
	西日本電信電話株式会社三重支店																																																			
	株式会社NTTドコモ東海支社																																																			
	KDDI株式会社																																																			
	ソフトバンク株式会社																																																			
	中部電力株式会社																																																			
	東海旅客鉄道株式会社																																																			
	東邦ガス株式会社																																																			
指定公共機関	日本赤十字社三重県支部																																																			
	日本放送協会																																																			
	中日本高速道路株式会社																																																			

第2編 自助・共助

第1章 災害への備え

41	第2節 防災 に対する知 識を習得す る 第4項 土砂 災害に関す る情報	<p>4 土砂災害に関する情報</p> <p>土砂災害に関する情報としては、主に土砂災害警戒情報とそれを補足する土砂災害警戒判定メッシュ情報があります。</p> <p>「土砂災害警戒情報」は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が非常に高まったときに、市町における【警戒レベル4】避難勧告発令や、市民の皆さんの自主避難開始判断の参考となるように、都道府県と気象庁が共同で発表する警報です。降雨から予測可能な土砂災害のうち、【警戒レベル4】避難勧告等指示の災害応急対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊が対象となっています。</p> <p>「土砂災害警戒判定メッシュ情報」は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予報に基づいて、土砂災害発生危険度を5kmメッシュ毎に階級表示（10分ごとに更新）した分布図です。</p> <p>土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、伊勢市を単位として発表していますが、土砂災害警戒判定メッシュ情報は、市町域にとられず、鎮域内の土砂災害発生危険度の高い地域を細かく把握することができます。</p> <p>なお、土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、気象状況等を総合的に判断して発表します。このため、これらの発表状況と土砂災害警戒判定メッシュ情報とは、整合しない場合があります。</p>	<p>4 土砂災害に関する情報</p> <p>土砂災害に関する情報としては、主に土砂災害警戒情報とそれを補足する土砂災害警戒判定メッシュ情報があります。</p> <p>「土砂災害警戒情報」は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が非常に高まったときに、市町における【警戒レベル4】避難勧告発令や、市民の皆さんの自主避難開始判断の参考となるように、都道府県と気象庁が共同で発表する警報です。降雨から予測可能な土砂災害のうち、【警戒レベル4】避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊が対象となっています。</p> <p>「土砂災害警戒判定メッシュ情報」は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予報に基づいて、土砂災害発生危険度を5kmメッシュ毎に階級表示（10分ごとに更新）した分布図です。</p> <p>土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、伊勢市を単位として発表していますが、土砂災害警戒判定メッシュ情報は、市町域にとられず、鎮域内の土砂災害発生危険度の高い地域を細かく把握することができます。</p> <p>なお、土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、気象状況等を総合的に判断して発表します。このため、これらの発表状況と土砂災害警戒判定メッシュ情報とは、整合しない場合があります。</p>	災害対策 基本法の 改正に伴 う避難情 報の修正
42	第2節 防災 に対する知 識を習得す る 第6項 避難 に関する情 報	<p>6 避難に関する情報</p> <p>市から市民の皆さんに避難を促すための避難情報には、「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」、「【警戒レベル4】避難勧告」、「【警戒レベル4】避難指示（緊急）」、「【警戒レベル5】災害発生情報緊急安全確保」があります。避難に関する情報の内容をよく理解し、状況に応じて適切に行動しましょう。</p> <p>また、市長は、基本法第69条第1項に基づき、災害が発生して生命に危険がある場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、禁止、退去を命ずることがあります。</p> <p>●避難勧告・指示（緊急）等の実施機関 □P.48.</p>	<p>6 避難に関する情報</p> <p>市から市民の皆さんに避難を促すための避難情報には、「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」、「【警戒レベル4】避難勧告」、「【警戒レベル4】避難指示（緊急）」、「【警戒レベル5】災害発生情報」があります。避難に関する情報の内容をよく理解し、状況に応じて適切に行動しましょう。</p> <p>また、市長は、基本法第69条第1項に基づき、災害が発生して生命に危険がある場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、禁止、退去を命ずることがあります。</p> <p>●避難勧告・指示（緊急）等の実施機関 □P.48.</p>	災害対策 基本法の 改正に伴 う避難情 報の修正

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
46	第3節 防災 情報を入手 する 第1項 防災 情報の入手 先を確認す る	<p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p>4 □伊勢市防災総合システムの確認や登録 (危機管理課)</p> <p>市では、災害に備え、平成22年度から平成25年度で合併後の防災行政無線の一元化・デジタル化整備を完了しました。災害の発生が予想される場合等、市民に、市内各所に設置された屋外拡声子局からのサイレンや音声により、防災情報をお知らせします。</p> <p>なお、屋外拡声子局からの放送は、風雨の影響や、住宅の防音機能の向上により、聞き取りにくくなる場合もありますので、次の方法でも放送内容を確認することができます。</p> <p>●防災行政無線放送</p> <p>市内に設置した屋外スピーカーから放送します。</p> <p>なお、津波に関する情報は下記のとおり放送し、「大津波警報」「津波警報」が発表された場合には「避難指示(緊急)」の発令のお知らせとなりますので、避難行動をとってください。</p>	<p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p>4 □伊勢市防災総合システムの確認や登録 (危機管理課)</p> <p>市では、災害に備え、平成22年度から平成25年度で合併後の防災行政無線の一元化・デジタル化整備を完了しました。災害の発生が予想される場合等、市民に、市内各所に設置された屋外拡声子局からのサイレンや音声により、防災情報をお知らせします。</p> <p>なお、屋外拡声子局からの放送は、風雨の影響や、住宅の防音機能の向上により、聞き取りにくくなる場合もありますので、次の方法でも放送内容を確認することができます。</p> <p>●防災行政無線放送</p> <p>市内に設置した屋外スピーカーから放送します。</p> <p>なお、津波に関する情報は下記のとおり放送し、「大津波警報」「津波警報」が発表された場合には「避難指示(緊急)」の発令のお知らせとなりますので、避難行動をとってください。</p>	災害対策 基本法の 改正に伴 う避難情 報の修正
46	第3節 防災 情報を入手 する 第1項 防災 情報の入手 先を確認す る	<p>●緊急連絡メール</p> <p>…【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報緊急安全確保、津波警報・特別警報又は国民保護情報等の防災行政無線でお知らせする情報を当該エリアのNTTドコモ、au、ソフトバンクの対応機種へ配信します。</p>	<p>●緊急連絡メール</p> <p>…【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報、津波警報・特別警報又は国民保護情報等の防災行政無線でお知らせする情報を当該エリアのNTTドコモ、au、ソフトバンクの対応機種へ配信します。</p>	災害対策 基本法の 改正に伴 う避難情 報の修正
47	第3節 防災 情報を入手 する 第1項 防災 情報の入手 先を確認す る	<p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p>6 □土砂災害相互情報通報システム (監理課)</p> <p>土砂災害に対する警戒・避難活動の支援のため、三重県庁より配信される雨量情報等を受信し、市民への情報提供を実現したシステムです。</p> <p>三重県庁に設置されている土砂災害関連情報配信サーバからインターネット経由にて配信される、雨量情報、メッシュデータを受信し、市に蓄積されたデータをホームページで公開するコンテンツとして生成し、広く市民へ情報提供するためのシステムです。</p>	<p style="text-align: center;">市の取り組み</p> <p>5 □土砂災害相互情報通報システム (監理課)</p> <p>土砂災害に対する警戒・避難活動の支援のため、三重県庁より配信される雨量情報等を受信し、市民への情報提供を実現したシステムです。</p> <p>三重県庁に設置されている土砂災害関連情報配信サーバからインターネット経由にて配信される、雨量情報、メッシュデータを受信し、市に蓄積されたデータをホームページで公開するコンテンツとして生成し、広く市民へ情報提供するためのシステムです。</p>	市の取り 組みから の削除
55	第5節 地 域での対策 第1項 地 域での日頃 の備え	<p>1 □地域での日頃の備え</p> <p>地域の皆さんは、人命の安全を第一として、互いが協力し合い、混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめるために主に下記の災害に対する準備をしてください。</p> <p>ア 防災訓練、避難訓練や防災講習会を実施し、地域の防災に対する意識を高めまし よう。</p> <p>イ □地域での連絡網を整備しておきましょう。</p> <p>ウ □災害時要配慮者が何処に住んでいるのか把握しておきましょう。</p> <p>エ □地域での備蓄に努めましょう。</p> <p>オ □自主防災隊の活動に参加しましょう。</p> <p>カ □地域内の危険箇所を確認しておきましょう。</p>	<p>1 □地域での日頃の備え</p> <p>地域の皆さんは、人命の安全を第一として、互いが協力し合い、混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめるために主に下記の災害に対する準備をしてください。</p> <p>ア 防災訓練、避難訓練や防災講習会を実施し、地域の防災に対する意識を高めまし よう。</p> <p>イ □地域での連絡網を整備しておきましょう。</p> <p>ウ □災害時要配慮者が何処に住んでいるのか把握しておきましょう。</p> <p>エ □地域での備蓄に努めましょう。</p> <p>オ □自主防災隊の活動に参加しましょう。</p> <p>カ □地域内の危険箇所を確認しておきましょう。</p>	用語の名 称変更

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
62	第7節 協働による防災まちづくり 第2項 災害時に支援が必要な人を地域で守る	<p>2 □ 災害時に支援が必要な人を地域で守る。</p> <p>高齢者や障がい者、妊産婦、外国人の方など、避難行動や避難所での生活等に配慮が必要な方を「災害時要配慮者」といいます。このうち、在宅の要介護高齢者や重度障がい者等、特に避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といい、避難行動要支援者のうち、自分や家族以外の第三者による支援がなければだけでは避難することが困難であると市、避難支援関係者(防災ささえあい名簿の提供先)に個人情報を提供することに申請をついて同意した方を「災害時要保護者」といいます(防災ささえあい名簿)へ登録します。..</p> <p>災害時要保護者の避難誘導を迅速かつ円滑に行うため、避難支援関係者は、災害時要保護者本人又は家族等とともに、個々に対応する支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別避難支援計画を策定しましょう。個別避難支援計画では、災害時要保護者(個別避難計画)では、避難行動要支援者の皆さんが「誰と」「どこへ」「どのように」「どこに」避難するのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人に応じた支援の具体的な計画を定めます。..</p> <p>第2編 自助・共助 第1章 災害への備え</p> <p>●避難行動要支援者対策計画P.47.</p>	<p>2 □ 災害時に支援が必要な人を地域で守る。</p> <p>高齢者や障がい者、妊産婦、外国人の方など、避難行動や避難所での生活等に配慮が必要な方を「災害時要配慮者」といいます。このうち、在宅の要介護高齢者や重度障がい者等、特に避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といい、避難行動要支援者のうち、自分や家族以外の第三者による支援がなければ避難することが困難であると市に申請をした方を「災害時要保護者」といいます。..</p> <p>災害時要保護者の避難誘導を迅速かつ円滑に行うため、避難支援関係者は、災害時要保護者本人又は家族等とともに、個々に対応する支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別避難支援計画を策定しましょう。個別避難支援計画では、災害時要保護者が「誰と」「どのように」「どこに」避難するのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人に応じた支援計画を定めます。..</p> <p>●避難行動要支援者対策計画P.47.</p>	避難行動要支援に係る文言修正
63	第7節 協働による防災まちづくり 第2項 災害時に支援が必要な人を地域で守る	<p>市の取り組み</p> <p>3 5 □ 避難行動要支援者の安全確保 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (高齢者支援部課・障がい福祉課)</p> <p>避難行動要支援者制度とは、高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人の情報を、本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」に登録し、避難支援関係者に平常時から提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくり役に役立てる制度です。..</p> <p>この制度では、避難行動要支援者の皆さんが「誰と」「どこへ」「どのように」「どこに」避難をするのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人の具体的な「個別避難計画」を地域の皆さんと一緒に作成し、災害に備えることを目的としています。..</p>	<p>市の取り組み</p> <p>3 5 □ 避難行動要支援者の安全確保 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (高齢者支援部課)</p> <p>避難行動要支援者制度とは、高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人の情報を、本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」に登録し、避難支援関係者に平常時から提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくり役に役立てる制度です。..</p> <p>この制度では、避難行動要支援者の皆さんが「誰と」「どのように」「どこに」避難をするのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人の「個別避難計画」を地域の皆さんと一緒に作成し、災害に備えることを目的としています。..</p> <p>避難行動要支援者への支援については、具体的な方向性を「伊勢市避難行動要支援者避難</p>	避難行動要支援に係る文言修正
第2章 いのちを守る				
65	第1節 災害から身を守る 第1節 災害発生時の行動	<p>①風水害</p> <p>ケ □ 避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示(緊急)などの避難情報が発令された場合には、身体や家庭の状況、お住まいの場所を考慮して早めに避難しましょう。避難にあたっては、低地を避ける、崖下や川沿いを避ける、橋を渡らない方向に移動するなど心掛けて指定避難所や知人宅への水平方向の避難のほか、屋外への避難に危険を感じる状況であれば、自宅の上層階等の垂直方向へ避難しましょう。..</p> <p>ケ □ 隣近所や、そこにいる人みんなが声をかけあって、集団で避難しましょう。..</p> <p>コ □ 災害時要配慮者を優先的に避難させましょう。..</p>	<p>①風水害</p> <p>ケ □ 避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示(緊急)などの避難情報が発令された場合には、身体や家庭の状況、お住まいの場所を考慮して早めに避難しましょう。避難にあたっては、低地を避ける、崖下や川沿いを避ける、橋を渡らない方向に移動するなど心掛けて指定避難所や知人宅への水平方向の避難のほか、屋外への避難に危険を感じる状況であれば、自宅の上層階等の垂直方向へ避難しましょう。..</p> <p>ケ □ 隣近所や、そこにいる人みんなが声をかけあって、集団で避難しましょう。..</p> <p>コ □ 災害時要配慮者を優先的に避難させましょう。..</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
77	第1節 避難所を主体的に運営する 第4項 避難所運営訓練を実施する	<p style="text-align: center;">市の取り組み*</p> <p style="text-align: center;">4.6 災害用マンホールトイレの整備 (防災施設整備課)</p> <p>災害時において避難所では、停電や断水等により既存のトイレが使えない可能性があり、避難者の健康被害と衛生環境の悪化をもたらします。このため、避難生活期間のうち浸水の恐れがない(津波浸水想定区域外の)避難所に災害用マンホールトイレを整備しています。</p> <p>なお、トイレの粗立、運営は地権者(民営)が基本であることから、日頃から訓練により使用方法を習得する必要があります。市では訓練場における組み立て方等のサポートを行います。</p>		マンホールトイレの整備に伴う、文言追加

第4章 再建への足掛かり

91	第5節 復興まちづくり 第4項 復興まちづくりを実現する	<p>表 市と県の取り組み一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>5. 土砂災害相互情報通報システム。</td> <td>市</td> <td>監視課。</td> </tr> <tr> <td>6. 防災みえ.jp。</td> <td>県</td> <td>-。</td> </tr> <tr> <td>7. 災害情報共有システム(Lアラート)。</td> <td>県</td> <td>-。</td> </tr> </table>	5. 土砂災害相互情報通報システム。	市	監視課。	6. 防災みえ.jp。	県	-。	7. 災害情報共有システム(Lアラート)。	県	-。	<p>表 市と県の取り組み一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>5. 土砂災害相互情報通報システム。</td> <td>市</td> <td>監視課。</td> </tr> <tr> <td>8. 防災みえ.jp。</td> <td>県</td> <td>-。</td> </tr> <tr> <td>9. 災害情報共有システム(Lアラート)。</td> <td>県</td> <td>-。</td> </tr> </table>	5. 土砂災害相互情報通報システム。	市	監視課。	8. 防災みえ.jp。	県	-。	9. 災害情報共有システム(Lアラート)。	県	-。	市の取り組みからの削除																																	
5. 土砂災害相互情報通報システム。	市	監視課。																																																					
6. 防災みえ.jp。	県	-。																																																					
7. 災害情報共有システム(Lアラート)。	県	-。																																																					
5. 土砂災害相互情報通報システム。	市	監視課。																																																					
8. 防災みえ.jp。	県	-。																																																					
9. 災害情報共有システム(Lアラート)。	県	-。																																																					
92	第5節 復興まちづくり 第4項 復興まちづくりを実現する	<table border="1"> <tr> <td>46. 被害認定調査。</td> <td>市</td> <td>防災施設整備課。</td> </tr> <tr> <td>4647. 被害認定調査。</td> <td>市</td> <td>生活再建チーム。</td> </tr> <tr> <td>4748. 被災建築物応急危険度判定調査。</td> <td>市</td> <td>応急復旧チーム。</td> </tr> <tr> <td>4849. 被災宅地応急危険度判定調査。</td> <td>市</td> <td>応急復旧チーム。</td> </tr> <tr> <td>4950. 人的被害に対する支援。</td> <td>市</td> <td>生活再建チーム。</td> </tr> <tr> <td>5051. 罹災に対する支援策。</td> <td>市</td> <td>生活再建チーム。</td> </tr> <tr> <td>5152. 義援金品の配分。</td> <td>市</td> <td>生活再建チーム、物資チーム。</td> </tr> <tr> <td>5253. 住宅再建に対する支援策。</td> <td>市</td> <td>住宅政策課。</td> </tr> <tr> <td>5354. 復興まちづくりに必要な取組を行う。</td> <td>市</td> <td>都市計画課。</td> </tr> </table>	46. 被害認定調査。	市	防災施設整備課。	4647. 被害認定調査。	市	生活再建チーム。	4748. 被災建築物応急危険度判定調査。	市	応急復旧チーム。	4849. 被災宅地応急危険度判定調査。	市	応急復旧チーム。	4950. 人的被害に対する支援。	市	生活再建チーム。	5051. 罹災に対する支援策。	市	生活再建チーム。	5152. 義援金品の配分。	市	生活再建チーム、物資チーム。	5253. 住宅再建に対する支援策。	市	住宅政策課。	5354. 復興まちづくりに必要な取組を行う。	市	都市計画課。	<table border="1"> <tr> <td>46. 被害認定調査。</td> <td>市</td> <td>生活再建チーム。</td> </tr> <tr> <td>47. 被災建築物応急危険度判定調査。</td> <td>市</td> <td>応急復旧チーム。</td> </tr> <tr> <td>48. 被災宅地応急危険度判定調査。</td> <td>市</td> <td>応急復旧チーム。</td> </tr> <tr> <td>49. 人的被害に対する支援。</td> <td>市</td> <td>生活再建チーム。</td> </tr> <tr> <td>50. 罹災に対する支援策。</td> <td>市</td> <td>生活再建チーム。</td> </tr> <tr> <td>51. 義援金品の配分。</td> <td>市</td> <td>生活再建チーム、物資チーム。</td> </tr> <tr> <td>52. 住宅再建に対する支援策。</td> <td>市</td> <td>住宅政策課。</td> </tr> <tr> <td>53. 復興まちづくりに必要な取組を行う。</td> <td>市</td> <td>都市計画課。</td> </tr> </table>	46. 被害認定調査。	市	生活再建チーム。	47. 被災建築物応急危険度判定調査。	市	応急復旧チーム。	48. 被災宅地応急危険度判定調査。	市	応急復旧チーム。	49. 人的被害に対する支援。	市	生活再建チーム。	50. 罹災に対する支援策。	市	生活再建チーム。	51. 義援金品の配分。	市	生活再建チーム、物資チーム。	52. 住宅再建に対する支援策。	市	住宅政策課。	53. 復興まちづくりに必要な取組を行う。	市	都市計画課。	マンホールトイレの整備に伴う項目の追加
46. 被害認定調査。	市	防災施設整備課。																																																					
4647. 被害認定調査。	市	生活再建チーム。																																																					
4748. 被災建築物応急危険度判定調査。	市	応急復旧チーム。																																																					
4849. 被災宅地応急危険度判定調査。	市	応急復旧チーム。																																																					
4950. 人的被害に対する支援。	市	生活再建チーム。																																																					
5051. 罹災に対する支援策。	市	生活再建チーム。																																																					
5152. 義援金品の配分。	市	生活再建チーム、物資チーム。																																																					
5253. 住宅再建に対する支援策。	市	住宅政策課。																																																					
5354. 復興まちづくりに必要な取組を行う。	市	都市計画課。																																																					
46. 被害認定調査。	市	生活再建チーム。																																																					
47. 被災建築物応急危険度判定調査。	市	応急復旧チーム。																																																					
48. 被災宅地応急危険度判定調査。	市	応急復旧チーム。																																																					
49. 人的被害に対する支援。	市	生活再建チーム。																																																					
50. 罹災に対する支援策。	市	生活再建チーム。																																																					
51. 義援金品の配分。	市	生活再建チーム、物資チーム。																																																					
52. 住宅再建に対する支援策。	市	住宅政策課。																																																					
53. 復興まちづくりに必要な取組を行う。	市	都市計画課。																																																					

第3編 公助

第1章 災害応急活動の体制づくり

97	第5節 避難收容体制の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 避難所環境の整備。</td> <td>危機管理課、防災施設整備課、避難所チーム、医療保険課、施設管理者。</td> <td>-。</td> </tr> </tbody> </table> <p>□避難所の空調や情報通信設備を整備し、食糧や資機材の備蓄を図るとともに、女性や高齢者等の災害時要配慮者等の視点を考慮したスペースの充実に努めます。</p> <p>また災害時のトイレ対策として、災害用マンホールトイレを整備します。</p> <p>●災害用マンホールトイレ整備箇所0P。</p>	対策名	担当	関係機関	2. 避難所環境の整備。	危機管理課、防災施設整備課、避難所チーム、医療保険課、施設管理者。	-。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 避難所環境の整備。</td> <td>危機管理課、避難所チーム、医療保険課、施設管理者。</td> <td>-。</td> </tr> </tbody> </table> <p>□避難所の空調や情報通信設備を整備し、食糧や資機材の備蓄を図るとともに、女性や高齢者等の災害時要配慮者等の視点を考慮したスペースの充実に努めます。</p>	対策名	担当	関係機関	2. 避難所環境の整備。	危機管理課、避難所チーム、医療保険課、施設管理者。	-。	マンホールトイレの整備に伴う項目の追加
対策名	担当	関係機関														
2. 避難所環境の整備。	危機管理課、防災施設整備課、避難所チーム、医療保険課、施設管理者。	-。														
対策名	担当	関係機関														
2. 避難所環境の整備。	危機管理課、避難所チーム、医療保険課、施設管理者。	-。														
99	第7節 緊急輸送体制の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当課</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 物資拠点における支援物資受入れ・配送体系の構築。</td> <td>危機管理課、防災施設整備課、物資チーム。</td> <td>伊勢志摩総合地方卸売市場(株)、他物流事業者。</td> </tr> </tbody> </table> <p>□支援物資を迅速・円滑に避難所に届けるため、物資拠点となる伊勢志摩総合地方卸売市場の受入れ、仕分け、配送の体系を構築します。</p>	対策名	担当課	関係機関	6. 物資拠点における支援物資受入れ・配送体系の構築。	危機管理課、防災施設整備課、物資チーム。	伊勢志摩総合地方卸売市場(株)、他物流事業者。		対策の追加						
対策名	担当課	関係機関														
6. 物資拠点における支援物資受入れ・配送体系の構築。	危機管理課、防災施設整備課、物資チーム。	伊勢志摩総合地方卸売市場(株)、他物流事業者。														

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																				
100	第8節 要配慮者の支援体制の整備	<p>第8節 災害時要配慮者の支援体制の整備</p> <p>各地域における災害時要配慮者等に対し、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、平時より要配慮者のための住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者の把握</td> <td>高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用による支援が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、緊急時には関係機関と共有し対策を講じます。（基本法第49条の10、第49条の11）</p> <p>●避難行動要支援者対策計画P.48</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 避難行動要支援者制度の推進</td> <td>高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人の情報を、本人や家族などの同意に基づき「防災きさきあい名簿」に登録し、避難支援等関係者に平時時から提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立ちます。</p> <p>●避難行動要支援者対策計画P.49</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 情報伝達・避難誘導体制の整備</td> <td>避難所チーム、高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□災害時要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備し</p>	対策名	担当	関係機関	1. 避難行動要支援者の把握	高齢・障がい福祉課	-	対策名	担当	関係機関	2. 避難行動要支援者制度の推進	高齢・障がい福祉課	-	対策名	担当	関係機関	3. 情報伝達・避難誘導体制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課	-	<p>第8節 災害時要配慮者の支援体制の整備</p> <p>各地域における災害時要配慮者等に対し、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、平時より要配慮者のための住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者の把握</td> <td>高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用による支援が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、緊急時には関係機関と共有し対策を講じます。（基本法第49条の10、第49条の11）</p> <p>●避難行動要支援者対策計画P.48</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 避難行動要支援者制度の推進</td> <td>高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人の情報を、本人や家族などの同意に基づき「防災きさきあい名簿」に登録し、避難支援等関係者に平時時から提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立ちます。</p> <p>●避難行動要支援者対策計画P.49</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 情報伝達・避難誘導体制の整備</td> <td>避難所チーム、高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□災害時要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備し</p>	対策名	担当	関係機関	1. 避難行動要支援者の把握	高齢・障がい福祉課	-	対策名	担当	関係機関	2. 避難行動要支援者制度の推進	高齢・障がい福祉課	-	対策名	担当	関係機関	3. 情報伝達・避難誘導体制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課	-	用語の名称変更
対策名	担当	関係機関																																						
1. 避難行動要支援者の把握	高齢・障がい福祉課	-																																						
対策名	担当	関係機関																																						
2. 避難行動要支援者制度の推進	高齢・障がい福祉課	-																																						
対策名	担当	関係機関																																						
3. 情報伝達・避難誘導体制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課	-																																						
対策名	担当	関係機関																																						
1. 避難行動要支援者の把握	高齢・障がい福祉課	-																																						
対策名	担当	関係機関																																						
2. 避難行動要支援者制度の推進	高齢・障がい福祉課	-																																						
対策名	担当	関係機関																																						
3. 情報伝達・避難誘導体制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課	-																																						
101	第9節 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄、調達	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 物資管理体制の構築</td> <td>物資チーム</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□災害時に、市の備蓄物資や、プッシュ型を含む支援物資の出入庫管理及び避難所等への配送を適切かつ円滑に行うため、物資集積拠点の運営を物流事業者等へ委託します。</p> <p>また、物資や機材の管理は「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用します。</p>	対策名	担当	関係機関	4. 物資管理体制の構築	物資チーム	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 物資管理体制の構築</td> <td>物資チーム</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□災害時に、市の備蓄物資や、プッシュ型を含む支援物資の出入庫管理及び避難所等への配送を適切かつ円滑に行うため、物資集積拠点の運営を物流事業者等へ委託します。</p> <p>また、物資や機材の管理は「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用します。</p>	対策名	担当	関係機関	4. 物資管理体制の構築	物資チーム	-	文言の不要箇所削除																								
対策名	担当	関係機関																																						
4. 物資管理体制の構築	物資チーム	-																																						
対策名	担当	関係機関																																						
4. 物資管理体制の構築	物資チーム	-																																						
106	第14節 訓練計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 土砂災害に関する訓練</td> <td>監理課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□土砂災害防止対策基本方針に基づき、土砂災害警戒情報の発表を想定した避難勧告の発令や土砂災害を想定した救助訓練等を行います。</p>	対策名	担当	関係機関	5. 土砂災害に関する訓練	監理課	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 土砂災害に関する訓練</td> <td>監理課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□土砂災害防止対策基本方針に基づき、土砂災害警戒情報の発表を想定した避難勧告の発令や土砂災害を想定した救助訓練等を行います。</p>	対策名	担当	関係機関	5. 土砂災害に関する訓練	監理課	-	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正																								
対策名	担当	関係機関																																						
5. 土砂災害に関する訓練	監理課	-																																						
対策名	担当	関係機関																																						
5. 土砂災害に関する訓練	監理課	-																																						
第2章 災害に強いまちづくり																																								
109	第1節 都市の防災機能強化計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 建築物等に対する対策促進</td> <td>所管課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や災害時要配慮者利用施設等の耐震化や、浸水想定区域外への移転、老朽危険家屋対策等を実施し、災害対策の促進を図ります。</p>	対策名	担当	関係機関	2. 建築物等に対する対策促進	所管課	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 建築物等に対する対策促進</td> <td>所管課</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>□災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や災害時要配慮者利用施設等の耐震化や、浸水想定区域外への移転、老朽危険家屋対策等を実施し、災害対策の促進を図ります。</p>	対策名	担当	関係機関	2. 建築物等に対する対策促進	所管課	-	用語の名称変更																								
対策名	担当	関係機関																																						
2. 建築物等に対する対策促進	所管課	-																																						
対策名	担当	関係機関																																						
2. 建築物等に対する対策促進	所管課	-																																						

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																								
第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ																																												
117	第2節 情報の収集・伝達 第2項 主な連絡先となる関係機関と役割	<p>2 □ 主な連絡先となる関係機関等と役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣。</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>被害情報の収集・集約。</td> </tr> <tr> <td>伊勢警察署</td> <td>被害情報の収集・集約。</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話㈱</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス㈱</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> <tr> <td>携帯電話事業者</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> <tr> <td>公共交通事業者</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	役割	国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣。	三重県	被害情報の収集・集約。	伊勢警察署	被害情報の収集・集約。	西日本電信電話㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。	中部電力㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。	東邦ガス㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。	携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供。	公共交通事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供。	<p>2 □ 主な連絡先となる関係機関等と役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣。</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>被害情報の収集・集約。</td> </tr> <tr> <td>伊勢警察署</td> <td>被害情報の収集・集約。</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話㈱</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス㈱</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> <tr> <td>携帯電話事業者</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> <tr> <td>公共交通事業者</td> <td>被害状況や復旧見込みの情報提供。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	役割	国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣。	三重県	被害情報の収集・集約。	伊勢警察署	被害情報の収集・集約。	西日本電信電話㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。	中部電力㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。	東邦ガス㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。	携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供。	公共交通事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供。	事業者の名称変更				
連絡先	役割																																											
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣。																																											
三重県	被害情報の収集・集約。																																											
伊勢警察署	被害情報の収集・集約。																																											
西日本電信電話㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
中部電力㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
東邦ガス㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
公共交通事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
連絡先	役割																																											
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣。																																											
三重県	被害情報の収集・集約。																																											
伊勢警察署	被害情報の収集・集約。																																											
西日本電信電話㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
中部電力㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
東邦ガス㈱	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
公共交通事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供。																																											
118	第2節 情報の収集・伝達 第4項 応急対策実施状況	<p>4 □ 応急対策実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集する情報</th> <th>担当チーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①避難勧告、指示（緊急）又は警戒区域の設定状況。</td> <td>企画チーム</td> </tr> <tr> <td>②避難所の開設状況。</td> <td>避難所チーム</td> </tr> <tr> <td>③避難生活の状況。</td> <td>避難所チーム</td> </tr> <tr> <td>④食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況。</td> <td>物資チーム 上下水道チーム</td> </tr> <tr> <td>⑤電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況。</td> <td>情報チーム</td> </tr> <tr> <td>⑥医療機関の活動状況。</td> <td>医療保健チーム</td> </tr> <tr> <td>⑦救護所の設置及び活動状況。</td> <td>医療保健チーム</td> </tr> <tr> <td>⑧傷病者の収容状況。</td> <td>医療保健チーム</td> </tr> <tr> <td>⑨道路及び交通機関の復旧状況。</td> <td>応急復旧チーム</td> </tr> </tbody> </table>	収集する情報	担当チーム	①避難勧告、指示（緊急）又は警戒区域の設定状況。	企画チーム	②避難所の開設状況。	避難所チーム	③避難生活の状況。	避難所チーム	④食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況。	物資チーム 上下水道チーム	⑤電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況。	情報チーム	⑥医療機関の活動状況。	医療保健チーム	⑦救護所の設置及び活動状況。	医療保健チーム	⑧傷病者の収容状況。	医療保健チーム	⑨道路及び交通機関の復旧状況。	応急復旧チーム	<p>4 □ 応急対策実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集する情報</th> <th>担当チーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①避難勧告、指示（緊急）又は警戒区域の設定状況。</td> <td>企画チーム</td> </tr> <tr> <td>②避難所の開設状況。</td> <td>避難所チーム</td> </tr> <tr> <td>③避難生活の状況。</td> <td>避難所チーム</td> </tr> <tr> <td>④食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況。</td> <td>物資チーム 上下水道チーム</td> </tr> <tr> <td>⑤電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況。</td> <td>情報チーム</td> </tr> <tr> <td>⑥医療機関の活動状況。</td> <td>医療保健チーム</td> </tr> <tr> <td>⑦救護所の設置及び活動状況。</td> <td>医療保健チーム</td> </tr> <tr> <td>⑧傷病者の収容状況。</td> <td>医療保健チーム</td> </tr> <tr> <td>⑨道路及び交通機関の復旧状況。</td> <td>応急復旧チーム</td> </tr> </tbody> </table>	収集する情報	担当チーム	①避難勧告、指示（緊急）又は警戒区域の設定状況。	企画チーム	②避難所の開設状況。	避難所チーム	③避難生活の状況。	避難所チーム	④食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況。	物資チーム 上下水道チーム	⑤電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況。	情報チーム	⑥医療機関の活動状況。	医療保健チーム	⑦救護所の設置及び活動状況。	医療保健チーム	⑧傷病者の収容状況。	医療保健チーム	⑨道路及び交通機関の復旧状況。	応急復旧チーム	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正
収集する情報	担当チーム																																											
①避難勧告、指示（緊急）又は警戒区域の設定状況。	企画チーム																																											
②避難所の開設状況。	避難所チーム																																											
③避難生活の状況。	避難所チーム																																											
④食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況。	物資チーム 上下水道チーム																																											
⑤電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況。	情報チーム																																											
⑥医療機関の活動状況。	医療保健チーム																																											
⑦救護所の設置及び活動状況。	医療保健チーム																																											
⑧傷病者の収容状況。	医療保健チーム																																											
⑨道路及び交通機関の復旧状況。	応急復旧チーム																																											
収集する情報	担当チーム																																											
①避難勧告、指示（緊急）又は警戒区域の設定状況。	企画チーム																																											
②避難所の開設状況。	避難所チーム																																											
③避難生活の状況。	避難所チーム																																											
④食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況。	物資チーム 上下水道チーム																																											
⑤電気、上下水道、電話等ライフラインの復旧状況。	情報チーム																																											
⑥医療機関の活動状況。	医療保健チーム																																											
⑦救護所の設置及び活動状況。	医療保健チーム																																											
⑧傷病者の収容状況。	医療保健チーム																																											
⑨道路及び交通機関の復旧状況。	応急復旧チーム																																											
第4章 いのちを守る																																												
127	第1節 避難誘導	<p>第4章 □ いのちを守る</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>人的被害を未然に食い止めるため、被害を受けるおそれのある者に対して【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示を発令し、市民の皆さんや滞在者などに避難を促します。</p>	<p>第4章 □ いのちを守る</p> <p>第1節 避難誘導</p> <p>人的被害を未然に食い止めるため、被害を受けるおそれのある者に対して【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル4】避難指示（緊急）を発令し、市民の皆さんや滞在者などに避難を促します。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正																																								

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																																																																																																												
127	第1節 避難誘導	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第1種</th> <th>2種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>5種</th> <th>6種</th> </tr> <tr> <th>3月期</th> <th>24月期</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> <th>1ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難情報の発令及び伝達</td> <td>企画チーム、情報チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>人的被害を未然に食い止めるため、状況予測し、[警戒レベル3]高齢者等避難・[警戒レベル4]避難指示、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求めます。（基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2）</p> </td> </tr> <tr> <td>2 要配慮者利用施設への伝達</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>浸水想定区域の指定がある河川については、浸水想定区域ごとに洪水予報等（洪水予報、水位到達情報、避難情報等）を、土砂災害区域内の施設へは土砂災害情報（警報、土砂災害警戒情報、避難情報等）を伝達します。（水防法第15条、土砂災害防止法8条）</p> </td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>応急復旧チーム、消防チーム、情報チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として[警戒レベル4]避難指示の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種	3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月	1 避難情報の発令及び伝達	企画チーム、情報チーム							<p>人的被害を未然に食い止めるため、状況予測し、[警戒レベル3]高齢者等避難・[警戒レベル4]避難指示、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求めます。（基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2）</p>								2 要配慮者利用施設への伝達	避難所チーム							<p>浸水想定区域の指定がある河川については、浸水想定区域ごとに洪水予報等（洪水予報、水位到達情報、避難情報等）を、土砂災害区域内の施設へは土砂災害情報（警報、土砂災害警戒情報、避難情報等）を伝達します。（水防法第15条、土砂災害防止法8条）</p>								3 避難誘導	応急復旧チーム、消防チーム、情報チーム							<p>時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として[警戒レベル4]避難指示の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p>								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第1種</th> <th>2種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>5種</th> <th>6種</th> </tr> <tr> <th>3月期</th> <th>24月期</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> <th>1ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難情報の発令及び伝達</td> <td>企画チーム、情報チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>人的被害を未然に食い止めるため、状況予測し、[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始・[警戒レベル4]避難勧告・[警戒レベル4]避難指示(緊急)、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求めます。（基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2）</p> </td> </tr> <tr> <td>2 災害時要配慮者利用施設への伝達</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>浸水想定区域の指定がある河川については、浸水想定区域ごとに洪水予報等（洪水予報、水位到達情報、避難情報等）を、土砂災害区域内の施設へは土砂災害情報（警報、土砂災害警戒情報、避難情報等）を伝達します。（水防法第15条、土砂災害防止法8条）</p> </td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>応急復旧チーム、消防チーム、情報チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として[警戒レベル4]避難勧告、避難指示(緊急)の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種	3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月	1 避難情報の発令及び伝達	企画チーム、情報チーム							<p>人的被害を未然に食い止めるため、状況予測し、[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始・[警戒レベル4]避難勧告・[警戒レベル4]避難指示(緊急)、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求めます。（基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2）</p>								2 災害時要配慮者利用施設への伝達	避難所チーム							<p>浸水想定区域の指定がある河川については、浸水想定区域ごとに洪水予報等（洪水予報、水位到達情報、避難情報等）を、土砂災害区域内の施設へは土砂災害情報（警報、土砂災害警戒情報、避難情報等）を伝達します。（水防法第15条、土砂災害防止法8条）</p>								3 避難誘導	応急復旧チーム、消防チーム、情報チーム							<p>時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として[警戒レベル4]避難勧告、避難指示(緊急)の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p>								災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正
業務内容	担当	第1種			2種	3種	4種	5種	6種																																																																																																																							
		3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月																																																																																																																									
1 避難情報の発令及び伝達	企画チーム、情報チーム																																																																																																																															
<p>人的被害を未然に食い止めるため、状況予測し、[警戒レベル3]高齢者等避難・[警戒レベル4]避難指示、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求めます。（基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2）</p>																																																																																																																																
2 要配慮者利用施設への伝達	避難所チーム																																																																																																																															
<p>浸水想定区域の指定がある河川については、浸水想定区域ごとに洪水予報等（洪水予報、水位到達情報、避難情報等）を、土砂災害区域内の施設へは土砂災害情報（警報、土砂災害警戒情報、避難情報等）を伝達します。（水防法第15条、土砂災害防止法8条）</p>																																																																																																																																
3 避難誘導	応急復旧チーム、消防チーム、情報チーム																																																																																																																															
<p>時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として[警戒レベル4]避難指示の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p>																																																																																																																																
業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種																																																																																																																									
		3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月																																																																																																																									
1 避難情報の発令及び伝達	企画チーム、情報チーム																																																																																																																															
<p>人的被害を未然に食い止めるため、状況予測し、[警戒レベル3]避難準備・高齢者等避難開始・[警戒レベル4]避難勧告・[警戒レベル4]避難指示(緊急)、警戒区域の設定を迅速に行います。また各種広報手段を活用し、市民や滞在者に伝達します。また、発令にあたって必要がある場合には、国、県等へ助言を求めます。（基本法第56条、基本法第60条、基本法第61条の2）</p>																																																																																																																																
2 災害時要配慮者利用施設への伝達	避難所チーム																																																																																																																															
<p>浸水想定区域の指定がある河川については、浸水想定区域ごとに洪水予報等（洪水予報、水位到達情報、避難情報等）を、土砂災害区域内の施設へは土砂災害情報（警報、土砂災害警戒情報、避難情報等）を伝達します。（水防法第15条、土砂災害防止法8条）</p>																																																																																																																																
3 避難誘導	応急復旧チーム、消防チーム、情報チーム																																																																																																																															
<p>時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として[警戒レベル4]避難勧告、避難指示(緊急)の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備し、避難誘導を行います。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。</p>																																																																																																																																
128	第1節 避難誘導 第2項 主な連携先となる関係機関等と役割	<p>2 □ 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢警察署</td> <td>避難指示等の伝達</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>避難に関する情報の集約</td> </tr> <tr> <td>自治会、自主防災隊、まちづくり協議会、消防団、市民の皆さん</td> <td>情報の伝達、避難の声かけ</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	伊勢警察署	避難指示等の伝達	三重県	避難に関する情報の集約	自治会、自主防災隊、まちづくり協議会、消防団、市民の皆さん	情報の伝達、避難の声かけ	<p>2 □ 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢警察署</td> <td>避難指示(緊急)等の伝達</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>避難に関する情報の集約</td> </tr> <tr> <td>自治会、自主防災隊、まちづくり協議会、消防団、市民の皆さん</td> <td>情報の伝達、避難の声かけ</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	伊勢警察署	避難指示(緊急)等の伝達	三重県	避難に関する情報の集約	自治会、自主防災隊、まちづくり協議会、消防団、市民の皆さん	情報の伝達、避難の声かけ	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正																																																																																																												
連携先	役割																																																																																																																															
伊勢警察署	避難指示等の伝達																																																																																																																															
三重県	避難に関する情報の集約																																																																																																																															
自治会、自主防災隊、まちづくり協議会、消防団、市民の皆さん	情報の伝達、避難の声かけ																																																																																																																															
連携先	役割																																																																																																																															
伊勢警察署	避難指示(緊急)等の伝達																																																																																																																															
三重県	避難に関する情報の集約																																																																																																																															
自治会、自主防災隊、まちづくり協議会、消防団、市民の皆さん	情報の伝達、避難の声かけ																																																																																																																															
129	第2節 帰宅困難者・観光客対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第1種</th> <th>2種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>5種</th> <th>6種</th> </tr> <tr> <th>3月期</th> <th>24月期</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> <th>1ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 帰宅困難者の保護対策</td> <td>施設管理者、情報チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>災害発生時に観光客を含む帰宅困難者の発生が予想される市の施設の管理者は、利用者の安全確保のため、発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保や、それらを必要とする人への提供、要配慮者や急病人への対応を行います。 また、施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために民間団体・事業者とも連携して飲料水や毛布等の準備を検討します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種	3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月	1 帰宅困難者の保護対策	施設管理者、情報チーム							<p>災害発生時に観光客を含む帰宅困難者の発生が予想される市の施設の管理者は、利用者の安全確保のため、発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保や、それらを必要とする人への提供、要配慮者や急病人への対応を行います。 また、施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために民間団体・事業者とも連携して飲料水や毛布等の準備を検討します。</p>								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第1種</th> <th>2種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>5種</th> <th>6種</th> </tr> <tr> <th>3月期</th> <th>24月期</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> <th>1ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 帰宅困難者の保護対策</td> <td>施設管理者、情報チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>災害発生時に観光客を含む帰宅困難者の発生が予想される市の施設の管理者は、利用者の安全確保のため、発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保や、それらを必要とする人への提供、災害時要配慮者や急病人への対応を行います。 また、施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために民間団体・事業者とも連携して飲料水や毛布等の準備を検討します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種	3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月	1 帰宅困難者の保護対策	施設管理者、情報チーム							<p>災害発生時に観光客を含む帰宅困難者の発生が予想される市の施設の管理者は、利用者の安全確保のため、発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保や、それらを必要とする人への提供、災害時要配慮者や急病人への対応を行います。 また、施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために民間団体・事業者とも連携して飲料水や毛布等の準備を検討します。</p>								用語の名称変更																																																																
業務内容	担当	第1種			2種	3種	4種	5種	6種																																																																																																																							
		3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月																																																																																																																									
1 帰宅困難者の保護対策	施設管理者、情報チーム																																																																																																																															
<p>災害発生時に観光客を含む帰宅困難者の発生が予想される市の施設の管理者は、利用者の安全確保のため、発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保や、それらを必要とする人への提供、要配慮者や急病人への対応を行います。 また、施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために民間団体・事業者とも連携して飲料水や毛布等の準備を検討します。</p>																																																																																																																																
業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種																																																																																																																									
		3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月																																																																																																																									
1 帰宅困難者の保護対策	施設管理者、情報チーム																																																																																																																															
<p>災害発生時に観光客を含む帰宅困難者の発生が予想される市の施設の管理者は、利用者の安全確保のため、発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保や、それらを必要とする人への提供、災害時要配慮者や急病人への対応を行います。 また、施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために民間団体・事業者とも連携して飲料水や毛布等の準備を検討します。</p>																																																																																																																																
139	第10節 緊急輸送活動の実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第1種</th> <th>2種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>5種</th> <th>6種</th> </tr> <tr> <th>3月期</th> <th>24月期</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> <th>1ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 物資拠点の確保</td> <td>物資チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、伊勢志摩総合地方卸売市場を拠点として、支援物資の受入れ、仕分け、配送を行うものとします。また、物資の入出庫管理を適切かつ円滑に行うため、拠点の運営を物流事業者等に委託します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種	3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月	3 物資拠点の確保	物資チーム							<p>災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、伊勢志摩総合地方卸売市場を拠点として、支援物資の受入れ、仕分け、配送を行うものとします。また、物資の入出庫管理を適切かつ円滑に行うため、拠点の運営を物流事業者等に委託します。</p>								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第1種</th> <th>2種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>5種</th> <th>6種</th> </tr> <tr> <th>3月期</th> <th>24月期</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> <th>1ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 物資集配拠点の確保</td> <td>物資チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、伊勢志摩総合地方卸売市場及び小浜総合体育館等に物資を集積し、配分を行うものとします。また、物資の入出庫管理を適切かつ円滑に行うため、拠点の運営を物流事業者等に委託します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種	3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月	3 物資集配拠点の確保	物資チーム							<p>災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、伊勢志摩総合地方卸売市場及び小浜総合体育館等に物資を集積し、配分を行うものとします。また、物資の入出庫管理を適切かつ円滑に行うため、拠点の運営を物流事業者等に委託します。</p>								物資拠点の変更に伴う修正																																																																
業務内容	担当	第1種			2種	3種	4種	5種	6種																																																																																																																							
		3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月																																																																																																																									
3 物資拠点の確保	物資チーム																																																																																																																															
<p>災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、伊勢志摩総合地方卸売市場を拠点として、支援物資の受入れ、仕分け、配送を行うものとします。また、物資の入出庫管理を適切かつ円滑に行うため、拠点の運営を物流事業者等に委託します。</p>																																																																																																																																
業務内容	担当	第1種	2種	3種	4種	5種	6種																																																																																																																									
		3月期	24月期	3日	7日	1ヶ月	1ヶ月																																																																																																																									
3 物資集配拠点の確保	物資チーム																																																																																																																															
<p>災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、伊勢志摩総合地方卸売市場及び小浜総合体育館等に物資を集積し、配分を行うものとします。また、物資の入出庫管理を適切かつ円滑に行うため、拠点の運営を物流事業者等に委託します。</p>																																																																																																																																

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																												
140	第11節 二次災害の防止対策	<p align="center">第11節 二次災害の防止対策</p> <p>地震による余震や降雨の継続による土砂災害、宅地の崩壊、構造物・建築物の倒壊、危険物の流出・火災等の二次災害により多数の人命と財産が失われるおそれがあるため、対策を実施します。..</p>	<p align="center">第11節 二次災害の防止対策</p> <p>地震による余震や降雨の継続による土砂災害、宅地の崩壊、構造物・建築物の倒壊、危険物の爆発等の二次災害により多数の人命と財産が失われるおそれがあるため、対策を実施します。..</p>	文書の表現修正																																												
140	第11節 二次災害の防止対策	<table border="1"> <tr> <td>4 危険物対策</td> <td>消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>危険物施設において流出・火災等の大きな被害が発生するおそれがある場合、応急措置の指示を行うとともに、防災関係機関や周辺住民に周知し、避難誘導、立入規制等を実施します。</p>	4 危険物対策	消防チーム							<table border="1"> <tr> <td>4 危険物対策</td> <td>消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>危険物施設において爆発等の大きな被害が発生するおそれがある場合、応急措置の指示を行うとともに、防災関係機関や周辺住民に周知し、避難誘導、立入規制等を実施します。</p>	4 危険物対策	消防チーム							文書の表現修正																												
4 危険物対策	消防チーム																																															
4 危険物対策	消防チーム																																															
第5章 いのちをつなぐ																																																
151	第1節 避難所運営	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>専任係</th> <th>2時間</th> <th>24時間</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> </tr> <tr> <th>2時間</th> <th>24時間</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所運営</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、要配慮者への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点、感染防止に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。</p>	業務内容	担当	専任係	2時間	24時間	3日	7日	1ヶ月	2時間	24時間	3日	7日	1ヶ月		1 避難所運営	避難所チーム							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>専任係</th> <th>2時間</th> <th>24時間</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> </tr> <tr> <th>2時間</th> <th>24時間</th> <th>3日</th> <th>7日</th> <th>1ヶ月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所運営</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、災害時要配慮者への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。</p>	業務内容	担当	専任係	2時間	24時間	3日	7日	1ヶ月	2時間	24時間	3日	7日	1ヶ月		1 避難所運営	避難所チーム							用語の名称変更
業務内容	担当	専任係			2時間	24時間	3日	7日	1ヶ月																																							
		2時間	24時間	3日	7日	1ヶ月																																										
1 避難所運営	避難所チーム																																															
業務内容	担当	専任係	2時間	24時間	3日	7日	1ヶ月																																									
		2時間	24時間	3日	7日	1ヶ月																																										
1 避難所運営	避難所チーム																																															

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																																																																																																												
154	第2節 要配慮者対策	<p style="text-align: center;">第2節 要配慮者対策</p> <p>避難所において、要配慮者が適切な配慮を受けられるような避難所運営ができるよう管理します。</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 実施業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第1期</th> <th>2期</th> <th>3期</th> <th>4期</th> <th>5期</th> <th>6期</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所避難者対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。</td> </tr> <tr> <td>2 在宅避難者対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">平時より要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。</td> </tr> <tr> <td>3 福祉避難所</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第1期	2期	3期	4期	5期	6期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	1 避難所避難者対策	避難所チーム							災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。								2 在宅避難者対策	避難所チーム							平時より要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。								3 福祉避難所	避難所チーム							災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。								<p style="text-align: center;">第2節 災害時要配慮者対策</p> <p>避難所において、災害時要配慮者が適切な配慮を受けられるような避難所運営ができるよう管理します。</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 実施業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第1期</th> <th>2期</th> <th>3期</th> <th>4期</th> <th>5期</th> <th>6期</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所避難者対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。</td> </tr> <tr> <td>2 在宅避難者対策</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">平時より災害時要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。</td> </tr> <tr> <td>3 福祉避難所</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第1期	2期	3期	4期	5期	6期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	1 避難所避難者対策	避難所チーム							災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。								2 在宅避難者対策	避難所チーム							平時より災害時要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。								3 福祉避難所	避難所チーム							災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。								用語の名称変更
業務内容	担当	第1期			2期	3期	4期	5期	6期																																																																																																																							
		3月	4月	5月	6月	7月	8月																																																																																																																									
1 避難所避難者対策	避難所チーム																																																																																																																															
災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。																																																																																																																																
2 在宅避難者対策	避難所チーム																																																																																																																															
平時より要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。																																																																																																																																
3 福祉避難所	避難所チーム																																																																																																																															
災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。																																																																																																																																
業務内容	担当	第1期	2期	3期	4期	5期	6期																																																																																																																									
		3月	4月	5月	6月	7月	8月																																																																																																																									
1 避難所避難者対策	避難所チーム																																																																																																																															
災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、市が手配した車両等による福祉避難所や医療施設への搬送を行います。																																																																																																																																
2 在宅避難者対策	避難所チーム																																																																																																																															
平時より災害時要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。																																																																																																																																
3 福祉避難所	避難所チーム																																																																																																																															
災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。																																																																																																																																
154	第2節 要配慮者対策 第2項 主な連携先となる関係機関等と役割	<p>2 <input type="checkbox"/> 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定締結先</td> <td>要配慮者の受入れ、避難支援</td> </tr> <tr> <td>自治会、自主防災組織</td> <td>安否確認</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	協定締結先	要配慮者の受入れ、避難支援	自治会、自主防災組織	安否確認	<p>2 <input type="checkbox"/> 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定締結先</td> <td>災害時要配慮者の受入れ、避難支援</td> </tr> <tr> <td>自治会、自主防災組織</td> <td>安否確認</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	協定締結先	災害時要配慮者の受入れ、避難支援	自治会、自主防災組織	安否確認	用語の名称変更																																																																																																																
連携先	役割																																																																																																																															
協定締結先	要配慮者の受入れ、避難支援																																																																																																																															
自治会、自主防災組織	安否確認																																																																																																																															
連携先	役割																																																																																																																															
協定締結先	災害時要配慮者の受入れ、避難支援																																																																																																																															
自治会、自主防災組織	安否確認																																																																																																																															

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																																																																																																												
158	第6節 トイレ対策	<p style="text-align: center;">第6節 トイレ対策</p> <p>災害発生時及び避難生活期において、トイレの使用が困難な地域の被災者を対象に、トイレの調達と供給及びくみ取りを行います。</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 実施業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> <th>第7期</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 トイレ対策の実施</td> <td>物資チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。</p> <p>また災害用マンホールトイレ（下水道流下型）については、使用前に下水道管の点検を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td>2 要配慮者に対する配慮</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者用のトイレ利用に配慮します。</p> <p>尿差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。</p> </td> </tr> <tr> <td>3 快適な利用の確保</td> <td>避難所チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所にある時留型の災害用マンホールトイレや仮設トイレの利用状況に応じて、し尿のくみ取りを実施します。また、使用にあたり水が必要となる下水道流下型の災害用マンホールトイレについても、利用状況に応じて水を補給します。</p> <p>また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の横座配置、女性や子ども、高齢者に対する安全なプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p> <p>※災害用マンホールトイレ整備箇所 P.</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	1 トイレ対策の実施	物資チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム							<p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。</p> <p>また災害用マンホールトイレ（下水道流下型）については、使用前に下水道管の点検を行います。</p>								2 要配慮者に対する配慮	避難所チーム							<p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者用のトイレ利用に配慮します。</p> <p>尿差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。</p>								3 快適な利用の確保	避難所チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム							<p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所にある時留型の災害用マンホールトイレや仮設トイレの利用状況に応じて、し尿のくみ取りを実施します。また、使用にあたり水が必要となる下水道流下型の災害用マンホールトイレについても、利用状況に応じて水を補給します。</p> <p>また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の横座配置、女性や子ども、高齢者に対する安全なプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p> <p>※災害用マンホールトイレ整備箇所 P.</p>								<p style="text-align: center;">第6節 トイレ対策</p> <p>災害発生時及び避難生活期において、トイレの使用が困難な地域の被災者を対象に、トイレの調達と供給を行います。</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 実施業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th rowspan="2">担当</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> <th>第7期</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 トイレ対策の実施</td> <td>物資チーム、環境衛生チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。</p> </td> </tr> <tr> <td>2 災害時要配慮者に対する配慮</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要配慮者用のトイレ利用に配慮します。</p> <p>尿差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。</p> </td> </tr> <tr> <td>3 快適な利用の確保</td> <td>避難所チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施します。</p> <p>また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の横座配置、女性や子ども、高齢者に対する安全なプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	1 トイレ対策の実施	物資チーム、環境衛生チーム							<p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。</p>								2 災害時要配慮者に対する配慮	避難所チーム							<p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要配慮者用のトイレ利用に配慮します。</p> <p>尿差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。</p>								3 快適な利用の確保	避難所チーム							<p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施します。</p> <p>また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の横座配置、女性や子ども、高齢者に対する安全なプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p>								マンホールトイレの整備に伴う文言修正
業務内容	担当	第2期			第3期	第4期	第5期	第6期	第7期																																																																																																																							
		3月	4月	5月	6月	7月	8月																																																																																																																									
1 トイレ対策の実施	物資チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム																																																																																																																															
<p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。</p> <p>また災害用マンホールトイレ（下水道流下型）については、使用前に下水道管の点検を行います。</p>																																																																																																																																
2 要配慮者に対する配慮	避難所チーム																																																																																																																															
<p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者用のトイレ利用に配慮します。</p> <p>尿差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。</p>																																																																																																																																
3 快適な利用の確保	避難所チーム、環境衛生チーム、上下水道チーム																																																																																																																															
<p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所にある時留型の災害用マンホールトイレや仮設トイレの利用状況に応じて、し尿のくみ取りを実施します。また、使用にあたり水が必要となる下水道流下型の災害用マンホールトイレについても、利用状況に応じて水を補給します。</p> <p>また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の横座配置、女性や子ども、高齢者に対する安全なプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p> <p>※災害用マンホールトイレ整備箇所 P.</p>																																																																																																																																
業務内容	担当	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期																																																																																																																									
		3月	4月	5月	6月	7月	8月																																																																																																																									
1 トイレ対策の実施	物資チーム、環境衛生チーム																																																																																																																															
<p>職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、トイレの調達、供給を行う等、トイレ対策を実施します。</p>																																																																																																																																
2 災害時要配慮者に対する配慮	避難所チーム																																																																																																																															
<p>避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要配慮者用のトイレ利用に配慮します。</p> <p>尿差の解消、手すりの設置等が見落とされないよう配慮します。</p>																																																																																																																																
3 快適な利用の確保	避難所チーム																																																																																																																															
<p>避難所の状況に応じて避難者を中心に、ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持するとともに、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施します。</p> <p>また、トイレの設置箇所の工夫、洋式便座の横座配置、女性や子ども、高齢者に対する安全なプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給します。</p>																																																																																																																																
158	第6節 トイレ対策 第2項 主な連携先となる関係機関等と役割	<p>2 <input type="checkbox"/> 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定締結先</td> <td>トイレ、トイレ関係物資の供給、物資輸送</td> </tr> <tr> <td>ボランティア</td> <td>トイレ清掃</td> </tr> <tr> <td>自治会、自主防災隊</td> <td>トイレ管理、トイレ清掃、災害用マンホールトイレの組立て</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	協定締結先	トイレ、トイレ関係物資の供給、物資輸送	ボランティア	トイレ清掃	自治会、自主防災隊	トイレ管理、トイレ清掃、災害用マンホールトイレの組立て	<p>2 <input type="checkbox"/> 主な連携先となる関係機関等と役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>連携先</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定締結先</td> <td>トイレ、トイレ関係物資の供給、物資輸送</td> </tr> <tr> <td>ボランティア</td> <td>トイレ清掃</td> </tr> <tr> <td>自治会、自主防災隊</td> <td>トイレ管理、トイレ清掃</td> </tr> </tbody> </table>	連携先	役割	協定締結先	トイレ、トイレ関係物資の供給、物資輸送	ボランティア	トイレ清掃	自治会、自主防災隊	トイレ管理、トイレ清掃	マンホールトイレの整備に伴う文言修正																																																																																																												
連携先	役割																																																																																																																															
協定締結先	トイレ、トイレ関係物資の供給、物資輸送																																																																																																																															
ボランティア	トイレ清掃																																																																																																																															
自治会、自主防災隊	トイレ管理、トイレ清掃、災害用マンホールトイレの組立て																																																																																																																															
連携先	役割																																																																																																																															
協定締結先	トイレ、トイレ関係物資の供給、物資輸送																																																																																																																															
ボランティア	トイレ清掃																																																																																																																															
自治会、自主防災隊	トイレ管理、トイレ清掃																																																																																																																															

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠																																
第 8 章 被災者への生活支援																																				
175	第3節 罹災 証明書 の 交 付	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第3節 罹災証明書の交付</p> <p>各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して迅速かつ的確に罹災証明書を発行します。</p> <p>1 実施業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">業務内容</th> <th style="width: 15%;">担当</th> <th style="width: 5%;">第1期 3/29日 ～ 3/30日</th> <th style="width: 5%;">第2期 3/31日 ～ 4/1日</th> <th style="width: 5%;">第3期 4/2日 ～ 4/3日</th> <th style="width: 5%;">第4期 4/4日 ～ 4/7日</th> <th style="width: 5%;">第5期 4/8日 ～ 4/9日</th> <th style="width: 5%;">第6期 4/10日 ～ 4/11日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 罹災証明書等の交付</td> <td>生活再建チーム、消防チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>住宅等被害認定調査の結果を受け、罹災台帳を作成します。また、被害を受けた住居者等からの申請により、迅速かつ的確に罹災証明書及び罹災届出証明書を交付します。 また、火災調査の結果を受け、火災被害を受けた住居者等からの申請に対して、罹災証明書を交付します。（基本法第90条の2）</p> </div>	業務内容	担当	第1期 3/29日 ～ 3/30日	第2期 3/31日 ～ 4/1日	第3期 4/2日 ～ 4/3日	第4期 4/4日 ～ 4/7日	第5期 4/8日 ～ 4/9日	第6期 4/10日 ～ 4/11日	1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム、消防チーム							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第3節 罹災証明書の交付</p> <p>各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して迅速かつ的確に罹災証明書を発行します。</p> <p>1 実施業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">業務内容</th> <th style="width: 15%;">担当</th> <th style="width: 5%;">第1期 3/29日 ～ 3/30日</th> <th style="width: 5%;">第2期 3/31日 ～ 4/1日</th> <th style="width: 5%;">第3期 4/2日 ～ 4/3日</th> <th style="width: 5%;">第4期 4/4日 ～ 4/7日</th> <th style="width: 5%;">第5期 4/8日 ～ 4/9日</th> <th style="width: 5%;">第6期 4/10日 ～ 4/11日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 罹災証明書等の交付</td> <td>生活再建チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>住宅等被害認定調査の結果を受け、罹災台帳を作成します。また、被害を受けた住居者等からの申請により、迅速かつ的確に罹災証明書及び罹災届出証明書を交付します。 （基本法第90条の2）</p> </div>	業務内容	担当	第1期 3/29日 ～ 3/30日	第2期 3/31日 ～ 4/1日	第3期 4/2日 ～ 4/3日	第4期 4/4日 ～ 4/7日	第5期 4/8日 ～ 4/9日	第6期 4/10日 ～ 4/11日	1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム							文書の表 現修正
業務内容	担当	第1期 3/29日 ～ 3/30日	第2期 3/31日 ～ 4/1日	第3期 4/2日 ～ 4/3日	第4期 4/4日 ～ 4/7日	第5期 4/8日 ～ 4/9日	第6期 4/10日 ～ 4/11日																													
1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム、消防チーム																																			
業務内容	担当	第1期 3/29日 ～ 3/30日	第2期 3/31日 ～ 4/1日	第3期 4/2日 ～ 4/3日	第4期 4/4日 ～ 4/7日	第5期 4/8日 ～ 4/9日	第6期 4/10日 ～ 4/11日																													
1 罹災証明書等の交付	生活再建チーム																																			

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
伊勢市南海トラフ地震防災対策推進計画				
第1節 総則				
1	第2項 防災関係機関が地震・津波発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 1 市が行う業務	<p>1 市が行う業務</p> <p>ア 地震防災上必要な情報の収集及び伝達。</p> <p>イ 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携。</p> <p>(1) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(2) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対して指示をする。</p> <p>(3) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は警戒区域の設定。</p>	<p>1 市が行う業務</p> <p>ア 地震防災上必要な情報の収集及び伝達。</p> <p>イ 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携。</p> <p>(1) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(2) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対して指示をする。</p> <p>(3) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は警戒区域の設定。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
1	第2項 防災関係機関が地震・津波発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 2 県が行う業務	<p>2 県が行う業務</p> <p>ア 地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報。</p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）に関する助言。</p>	<p>2 県が行う業務</p> <p>ア 地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報。</p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）に関する助言。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助				
8	3 避難指示等の発令基準	<p>3 避難指示（緊急）等の発令基準</p> <p>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められるときは、市長又は水防管理者は、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示（緊急）を発令します。</p> <p>① 津波注意報が発表された場合。</p> <p>ア 状況に応じ防潮壁等の閉鎖を行います。応急復旧チームが自治会等に指示します。</p> <p>イ 防災行政無線及び広報車で、海岸、河口、河川付近を対象に近づかないように呼びかけます。</p> <p>② 津波警報が発表された場合。</p> <p>例) 【大きな揺れを伴わない場合】</p> <p>ア 状況に応じ防潮壁等の閉鎖を行います。応急復旧チームが自治会等に指示します。</p> <p>イ 避難指示（緊急）を発令します。</p> <p>③ 大津波警報が発表された場合。</p> <p>例) 【南海トラフ地震等の大きな揺れを伴う場合】</p> <p>ア 避難指示（緊急）を発令します。</p>	<p>3 避難指示（緊急）等の発令基準</p> <p>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められるときは、市長又は水防管理者は、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示（緊急）を発令します。</p> <p>① 津波注意報が発表された場合。</p> <p>ア 状況に応じ防潮壁等の閉鎖を行います。応急復旧チームが自治会等に指示します。</p> <p>イ 防災行政無線及び広報車で、海岸、河口、河川付近を対象に近づかないように呼びかけます。</p> <p>② 津波警報が発表された場合。</p> <p>例) 【大きな揺れを伴わない場合】</p> <p>ア 状況に応じ防潮壁等の閉鎖を行います。応急復旧チームが自治会等に指示します。</p> <p>イ 避難指示（緊急）を発令します。</p> <p>③ 大津波警報が発表された場合。</p> <p>例) 【南海トラフ地震等の大きな揺れを伴う場合】</p> <p>ア 避難指示（緊急）を発令します。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
8	4 避難対策等	<p>4 避難対策等</p> <p>① 避難指示（緊急）の対象となる地区</p> <p>地震発生時において津波による避難指示（緊急）の対象となる地区は、三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）の津波浸水予測図に基づき、津波警報が発表された場合は別表 1-1、大津波警報が発表された場合は別表 1-2 のとおりとします。</p>	<p>4 避難対策等</p> <p>① 避難指示（緊急）の対象となる地区</p> <p>地震発生時において津波による避難指示（緊急）の対象となる地区は、三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）の津波浸水予測図に基づき、津波警報が発表された場合は別表 1-1、大津波警報が発表された場合は別表 1-2 のとおりとします。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
9	4 避難対策等	<p>⑤ 避難誘導</p> <p>地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示（緊急）があったときは、あらかじめ定められた避難計画及び伊勢市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとします。</p> <p>⑦ 避難行動要支援者</p> <p>高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとします。</p> <p>ア 市はあらかじめ本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。</p> <p>イ 津波の発生の恐れにより、市長より避難指示（緊急）が発令されたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の合意によりルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとします。</p> <p>ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものにつ</p>	<p>⑤ 避難誘導</p> <p>地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示（緊急）があったときは、あらかじめ定められた避難計画及び伊勢市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとします。</p> <p>⑦ 避難行動要支援者</p> <p>高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとします。</p> <p>ア 市はあらかじめ本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。</p> <p>イ 津波の発生の恐れにより、市長より避難指示（緊急）が発令されたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の合意によりルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとします。</p> <p>ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものにつ</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
10	4 避難対策等	<p>① 津波避難計画</p> <p>市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地区の指定、避難場所等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を自主防災組織等と連携して策定します。</p>	<p>① 津波避難計画</p> <p>市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地区の指定、避難場所等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を自主防災組織等と連携して策定します。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
第 4 節 時間差発生時における円滑な避難の確保等				
15	②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	<p>② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市は以下のことを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報収集・連絡体制の整備 イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保 ウ 市民への広報 エ 公共施設等の緊急点検 オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検 カ 南海トラフ地震対策本部会議の開催 キ 避難所の設置及び運営 ク 高齢者等事前避難対象地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者に対し、避難準備・高齢者等避難開始の発令 	<p>② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市は以下のことを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報収集・連絡体制の整備 イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保 ウ 市民への広報 エ 公共施設等の緊急点検 オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検 カ 南海トラフ地震対策本部会議の開催 キ 避難所の設置及び運営 ク 高齢者等事前避難対象地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者に対し、避難準備・高齢者等避難開始の発令 	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
16	⑤避難対策	<p>⑤ 避難対策</p> <p>(1) 後発地震に備えた事前避難</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、後発地震に備え、津波浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に対して、1週間避難を継続するよう、別表 1-4 に従い避難準備・高齢者等避難開始を発令します。 	<p>⑤ 避難対策</p> <p>(1) 後発地震に備えた事前避難</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、後発地震に備え、津波浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に対して、1週間避難を継続するよう、別表 1-1 に従い避難準備・高齢者等避難開始を発令します。 	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
第 6 節 防災訓練計画				
18	③ 訓練の内容	<p>㊦訓練の内容。</p> <p>市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとします。…</p> <p>ア 要員参集訓練及び本部運営訓練。</p> <p>イ 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練。</p> <p>ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練。</p> <p>エ 災害の発生の状況、避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練。</p>	<p>㊦訓練の内容。</p> <p>市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとします。…</p> <p>ア 要員参集訓練及び本部運営訓練。</p> <p>イ 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練。</p> <p>ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練。</p> <p>エ 災害の発生の状況、避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
別表 1 避難指示発令地区（避難対象地区）				
20		<p>別表 1 避難指示（緊急） 発令地区（避難対象地区）</p>	<p>別表 1 避難指示（緊急）発令地区（避難対象地区）</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
伊勢市地震防災強化計画				
第1節 総則				
2	第3項 地震防災 応急対策として処理すべき事務又は業務の大綱 1 市が行う業務	<p>1 市が行う業務</p> <p>①☐警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達。</p> <p>②☐県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携。</p> <p>ア☐必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。…</p> <p>イ☐必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対して指示をする。…</p> <p>ウ☐住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。…</p> <p>③☐避難勧告・指示（緊急）又は警戒区域の設定。</p>	<p>1 市が行う業務</p> <p>①☐警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達。</p> <p>②☐県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携。</p> <p>ア☐必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。…</p> <p>イ☐必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対して指示をする。…</p> <p>ウ☐住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。…</p> <p>③☐避難勧告・指示（緊急）又は警戒区域の設定。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
2	第3項 地震防災 応急対策として処理すべき事務又は業務の大綱 2 県が行う業務	<p>2 県が行う業務</p> <p>①☐警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報。</p> <p>②☐避難勧告・指示（緊急）に関する助言。</p>	<p>2 県が行う業務</p> <p>①☐警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報。</p> <p>②☐避難勧告・指示（緊急）に関する助言。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
4	第3項 地震防災 応急対策として処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定地方公共機関が行う業務	<p>③☐中部電力パワーグリッド株式会社伊勢営業所。</p> <p>ア☐電力復旧に必要な要員及び資機材の確保。</p> <p>イ☐東海地震注意情報発表後の電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施。</p>	<p>③☐中部電力株式会社伊勢営業所。</p> <p>ア☐電力復旧に必要な要員及び資機材の確保。</p> <p>イ☐東海地震注意情報発表後の電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施。</p>	事業者の名称変更
第2節 地震災害警戒本部の設置等				
7	第1項 対策 2 市警戒本部の概要 ②職掌事務	<p>ウ☐避難勧告・指示（緊急）又は警戒区域の設定。</p> <p>エ☐消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備。</p>	<p>ウ☐避難勧告・指示（緊急）又は警戒区域の設定。</p> <p>エ☐消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備。</p>	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
7	第1項 対策 2 市警戒本部の概要 ③消防機関	(6)警戒区域内の地域住民への避難勧告又は指示(緊急)の伝達。 (7)救急・救助資器材の準備。	(6)警戒区域内の地域住民への避難勧告又は指示(緊急)の伝達。 (7)救急・救助資器材の準備。	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
第3節 情報伝達計画				
9	第1項 対策 2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	㊦→ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況。 ㊧→情報の変容、流言等の状況。 ㊨→避難勧告・指示(緊急)又は警戒区域の設定。 ㊩→消防職員・消防団員等の配備命令。 ㊪→地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等。	㊦→ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況。 ㊧→情報の変容、流言等の状況。 ㊨→避難勧告・指示(緊急)又は警戒区域の設定。 ㊩→消防職員・消防団員等の配備命令。 ㊪→地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等。	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
第4節 広報計画				
10	第1項 対策 1 広報内容	㊫→津波の浸水及び山・崖崩れの発生危険が予想されるため、避難勧告・避難指示(緊急)の対象となる地域(以下「避難対象地区」という。)以外の小規模小売店に対する営業の継続の呼びかけ。	㊫→津波の浸水及び山・崖崩れの発生危険が予想されるため、避難勧告・避難指示(緊急)の対象となる地域(以下「避難対象地区」という。)以外の小規模小売店に対する営業の継続の呼びかけ。	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更
第5節 自主防災活動				
13	第1項 対策 5 避難活動 ①避難行動	イ口高齢者、子ども、障がい者、外国人等の災害時要配慮者は、災害時に自力での避難が難しく、避難の遅れや不自由な生活を強いられることが考えられることから、自主防災組織を中心に地域で一体となった協力・支援体制を整えていく必要があるため、実践的な支援体制に努めるものとします。.. ウ口自力避難困難な災害時要配慮者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送します。.. エ口避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空き地等への避難を勧めます。..	イ口高齢者、子ども、障がい者、外国人等の災害時要配慮者は、災害時に自力での避難が難しく、避難の遅れや不自由な生活を強いられることが考えられることから、自主防災組織を中心に地域で一体となった協力・支援体制を整えていく必要があるため、実践的な支援体制に努めるものとします。.. ウ口自力避難困難な災害時要配慮者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送します。.. エ口避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空き地等への避難を勧めます。..	用語の名称変更
第6節 避難対策計画				
14	第1項 対策 2 避難指示	2口避難の勧告及び指示(緊急) → ①勧告及び指示(緊急)の基準。 市長は、警戒宣言が発令された場合、原則として「避難勧告」を行うものとし、急を要する場合は「避難指示(緊急)」を行います。.. ②勧告及び指示(緊急)の伝達方法。 市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報系防災行政無線、広報車等により避難勧告及び指示(緊急)を行います。また、警察官、海上保安官に対し、避難勧告及び指示(緊急)の伝達、避難誘導、避難路の交通規制等について協力を要請します。.. なお、市は必要に応じ避難勧告及び指示(緊急)に関する広報を県に依頼します。..	2口避難の勧告及び指示(緊急) → ①勧告及び指示(緊急)の基準。 市長は、警戒宣言が発令された場合、原則として「避難勧告」を行うものとし、急を要する場合は「避難指示(緊急)」を行います。.. ②勧告及び指示(緊急)の伝達方法。 市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報系防災行政無線、広報車等により避難勧告及び指示(緊急)を行います。また、警察官、海上保安官に対し、避難勧告及び指示(緊急)の伝達、避難誘導、避難路の交通規制等について協力を要請します。.. なお、市は必要に応じ避難勧告及び指示(緊急)に関する広報を県に依頼します。..	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更

P	節項	修正案	修正箇所	修正根拠
16	第1項 対策 6 避難地の設置 及び避難生活の確保	<p>②設置場所</p> <p>ア〇津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置します。…</p> <p>イ〇原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置します。ただし、災害時要配慮者等の措置を講じてある建物内にも設置することができます。…</p> <p>③設置期間</p> <p>警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難生活施設が設置されるまでの期間とします。…</p> <p>④避難地の運営</p> <p>ア〇市は、自主防災組織及び避難地の管理者の協力を得て避難地を運営します。…</p> <p>イ〇避難地には運営等を行うために必要な市職員を配置します。また、避難地の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請します。…</p> <p>ウ〇避難地の運営にあたっては、災害時要配慮者に配慮します。…</p>	<p>②設置場所</p> <p>ア〇津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置します。…</p> <p>イ〇原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置します。ただし、災害時要配慮者等の措置を講じてある建物内にも設置することができます。…</p> <p>③設置期間</p> <p>警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難生活施設が設置されるまでの期間とします。…</p> <p>④避難地の運営</p> <p>ア〇市は、自主防災組織及び避難地の管理者の協力を得て避難地を運営します。…</p> <p>イ〇避難地には運営等を行うために必要な市職員を配置します。また、避難地の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請します。…</p> <p>ウ〇避難地の運営にあたっては、災害時要配慮者に配慮します。…</p>	用語の名称変更
第11節 ライフライン施設応急対策計画				
23	第1項 対策 2 その他防災関係機関が実施する対策	<p>ア電気の供給（中部電力パワーグリッド株式会社）…</p> <p>原則として供給の継続を確保します。…</p>	<p>ア電気の供給（中部電力株式会社）…</p> <p>原則として供給の継続を確保します。…</p>	事業者の名称変更